



# 山形県公報

平成19年3月30日(金)  
第1828号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                |             |       |
|------------------------------------------------|-------------|-------|
| 山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則.....                   | ( 総 務 課 )   | ..459 |
| 山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則.....                 | ( 同 )       | ..461 |
| 山形県公有財産規則の一部を改正する規則.....                       | ( 管 財 課 )   | ..463 |
| 山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則.....            | ( 生活安全調整課 ) | .. 同  |
| 山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....               | ( 健康福祉企画課 ) | ..464 |
| 山形県国民健康保険広域化等支援基金貸付規則の一部を改正する規則.....           | ( 長寿社会課 )   | ..465 |
| 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....                    | ( 児童家庭課 )   | ..466 |
| 山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則.....      | ( 同 )       | .. 同  |
| 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....               | ( 同 )       | ..467 |
| 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する等の規則..... | ( 保健業務課 )   | .. 同  |
| 山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則.....               | ( 雇用労政課 )   | ..468 |
| 山形県財務規則の一部を改正する規則.....                         | ( 出 納 局 )   | .. 同  |

### 訓 令

|                              |           |       |
|------------------------------|-----------|-------|
| 山形県官報報告規程の一部を改正する訓令.....     | ( 総 務 課 ) | ..472 |
| 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令..... | ( 人 事 課 ) | ..473 |
| 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令.....     | ( 同 )     | .. 同  |
| 山形県職員研修規程の一部を改正する訓令.....     | ( 同 )     | ..474 |
| 山形県考査規程の一部を改正する訓令.....       | ( 同 )     | .. 同  |
| 結核予防法執行手続を廃止する訓令.....        | ( 保健業務課 ) | .. 同  |

### 告 示

|                                                          |                 |       |
|----------------------------------------------------------|-----------------|-------|
| 昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正..... | ( 環境企画課 )       | ..475 |
| 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程.....                           | ( 保健業務課 )       | .. 同  |
| 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....                                | ( 同 )           | .. 同  |
| 結核予防法による指定医療機関の指定.....                                   | ( 同 )           | ..476 |
| 山形県中小企業団体中央会補助金交付規程の一部を改正する規程.....                       | ( 産業政策課 )       | .. 同  |
| コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲.....                | ( 生産技術課 )       | .. 同  |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                                       | ( 最上総合支庁農村計画課 ) | ..477 |
| 県営土地改良事業に係る換地処分.....                                     | ( 最上総合支庁農村整備課 ) | .. 同  |
| 山形県港湾施設の概要.....                                          | ( 交通政策課 )       | .. 同  |
| 道路の区域の変更.....                                            | ( 村山総合支庁建設総務課 ) | ..498 |
| 同.....                                                   | ( 同 )           | .. 同  |
| 同.....                                                   | ( 同 )           | .. 同  |
| 同.....                                                   | ( 同 )           | ..499 |
| 同.....                                                   | ( 同 )           | .. 同  |
| 同.....                                                   | ( 同 )           | .. 同  |
| 同.....                                                   | ( 同 )           | ..500 |

|                                                                             |                        |     |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----|
| 県道の供用の開始.....                                                               | ( 同 ) ...              | 同   |
| 同 .....                                                                     | ( 同 ) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                                                               | ( 村山総合支庁北村山総務建築課 ) ... | 501 |
| 同 .....                                                                     | ( 同 ) ...              | 同   |
| 県道の供用の開始.....                                                               | ( 同 ) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                                                               | ( 最上総合支庁建設総務課 ) ...    | 502 |
| 県道の供用の開始.....                                                               | ( 同 ) ...              | 同   |
| 同 .....                                                                     | ( 同 ) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                                                               | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ...    | 同   |
| 浸水想定区域の指定.....                                                              | ( 河川砂防課 ) ...          | 503 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....                                                          | ( 同 ) ...              | 505 |
| 開発行為に関する工事の完了.....                                                          | ( 置賜総合支庁建築課 ) ...      | 507 |
| 昭和39年 8月県告示第707号 (山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、<br>物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正..... | ( 出 納 局 ) ...          | 同   |

## 議 会 関 係

## 告 示

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程..... | 516 |
|--------------------------------|-----|

## 教 育 委 員 会 関 係

## 規 則

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則.....                | 同   |
| 学校教育法施行細則の一部を改正する規則.....                    | 518 |
| 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....                 | 519 |
| 山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則.....             | 同   |
| 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... | 同   |
| 山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則.....                | 520 |
| 山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則.....             | 同   |
| 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則.....        | 同   |
| 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....           | 521 |

## 訓 令

|                                                                   |     |
|-------------------------------------------------------------------|-----|
| 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令.....                                     | 同   |
| 県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費<br>支給規程の一部を改正する訓令..... | 同   |
| 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....                                       | 522 |

## 告 示

|                                                             |   |
|-------------------------------------------------------------|---|
| 平成13年 5月県教育委員会告示第10号 (口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の<br>一部改正..... | 同 |
|-------------------------------------------------------------|---|

## 公 安 委 員 会 関 係

## 規 則

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 山形県道路交通規則の一部を改正する規則..... | 同 |
|--------------------------|---|

## 選挙管理委員会関係

## 告 示

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正.....524

## 内水面漁場管理委員会関係

## 指 示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限..... 同

## 企業局関係

## 規 程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 同

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程.....526

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程..... 同

山形県企業局工業水道管理規程の一部を改正する規程.....527

山形県企業局水道用水管理規程の一部を改正する規程.....528

## 病院事業局関係

## 規 程

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程.....529

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程..... 同

## 公 告

一般競争入札の公告.....(工業技術センター)...530

同.....(高度技術研究開発センター)...531

県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...532

同.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...534

同.....(庄内総合支庁建築課)...536

規 則

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第40号

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山形県情報公開条例施行規則(平成10年3月県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ものをいう」を「ものをいう。以下同じ」に改め、同条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

## (2) 録音テープ 次に掲げる方法

イ 当該録音テープに記録されている情報を専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープに記録されている情報を録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付

## (3) ビデオテープ 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープに記録されている情報を専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープに記録されている情報をビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) その他の電磁的記録媒体 次に掲げる方法であって、実施機関が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付

ロ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

第7条第4項中「及び情報を用紙に出力したものの写し」を「(第2条第1項に規定するフィルム又は電磁的記録媒体に記録されている情報を複写し、又は用紙に出力したもの若しくはその写しを含む。)」に改め、同条第5項中「、単色により」を削る。

第13条の2を削る。

第14条を次のように改める。

(手数料の額)

第14条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める写しは、複写機によりカラーで複写したものとし、同号に規定する規則で定める額は、50円とする。

2 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる方法とし、同号に規定する規則で定める額は、同表の左欄に掲げる方法の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

| 方 法                                                                                                                 | 額                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 第2条第2項第1号に規定するマイクロフィルムに記録されている情報を用紙に出力したものの写しの交付                                                                | 交付する写しの枚数(日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。第4号及び第5号において同じ。)1枚につき10円 |
| (2) 第2条第2項第2号に規定する録音テープに記録されている情報を同号ロに規定する録音カセットテープに複写したものの交付                                                       | 交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円                                                                                                     |
| (3) 第2条第2項第3号に規定するビデオテープに記録されている情報を同号ロに規定するビデオカセットテープに複写したものの交付                                                     | 交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円                                                                                                    |
| (4) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの又はその写し(次号に掲げるものを除く。)の交付                                                | 交付する用紙の枚数1枚につき10円                                                                                                             |
| (5) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報をカラーで用紙に出力したもの又はその写しの交付                                                          | 交付する用紙の枚数1枚につき50円                                                                                                             |
| (6) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を同号ハに規定するフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付                                              | 交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円                                                                                               |
| (7) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 | 交付する光ディスクの枚数1枚につき80円                                                                                                          |

|                                                                                                              |                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| (8) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 交付する光ディスクの枚数1枚につき<br>160円 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|

別記様式第1号中

|             |                                        |   |
|-------------|----------------------------------------|---|
| 希望する開示の方法   | 閲覧<br>写しの交付（郵送による交付の希望 有）<br>視聴        | を |
| 希望する開示を行う場所 | 行政情報センター（県庁）<br>総合支庁窓口（ ）<br>出先機関窓口（ ） |   |

|             |                                                                                                                                                                            |       |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 希望する開示の方法   | 1 文書、図画、写真又はフィルムの場合<br>閲覧<br>写しの交付（郵送による交付の希望 有）<br>2 電磁的記録の場合<br>閲覧又は視聴<br>用紙に出力したものの交付（郵送による交付の希望 有）<br>複製物の交付（郵送による交付の希望 有）<br>技術的事情等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。 | に改める。 |
| 希望する開示を行う場所 | 行政情報センター（県庁）<br>総合支庁窓口（ ）<br>出先機関窓口（ ）<br>警察本部・警察署（ ）                                                                                                                      |       |

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第41号

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県個人情報保護条例施行規則（平成13年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ものをいう」を「ものをいう。以下同じ」に改める。

第7条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 録音テープに記録されている個人情報 次に掲げる方法

イ 当該個人情報を専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該個人情報を録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(3) ビデオテープに記録されている個人情報 次に掲げる方法

イ 当該個人情報を専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該個人情報をビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

第7条第2項に次の1号を加える。

(4) その他の電磁的記録媒体に記録されている個人情報 次に掲げる方法であって、実施機関が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

- イ 当該個人情報を用紙に出力したものの又はその写しの閲覧又は交付
- ロ 当該個人情報を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該個人情報をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

第9条を次のように改める。

（手数料の額）

第9条 条例第16条第1項第1号に規定する規則で定める写しは、複写機によりカラーで複写したものとし、同号に規定する規則で定める額は、50円とする。

2 条例第16条第1項第2号に規定する規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる方法とし、同号に規定する規則で定める額は、同表の左欄に掲げる方法の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

| 方 法                                                                                                                   | 額                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 第7条第2項第1号に規定するマイクロフィルムに記録されている個人情報を用紙に出力したものの写しの交付                                                                | 交付する写しの枚数(日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。第4号及び第5号において同じ。)1枚につき10円 |
| (2) 第7条第2項第2号に規定する録音テープに記録されている個人情報を同号ロに規定する録音カセットテープに複写したものの交付                                                       | 交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円                                                                                                     |
| (3) 第7条第2項第3号に規定するビデオテープに記録されている個人情報を同号ロに規定するビデオカセットテープに複写したものの交付                                                     | 交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円                                                                                                    |
| (4) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報を用紙に出力したものの又はその写し（次号に掲げるものを除く。）の交付                                               | 交付する用紙の枚数1枚につき10円                                                                                                             |
| (5) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報をカラーで用紙に出力したものの又はその写しの交付                                                         | 交付する用紙の枚数1枚につき50円                                                                                                             |
| (6) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報を同号ハに規定するフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付                                              | 交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円                                                                                               |
| (7) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | 交付する光ディスクの枚数1枚につき80円                                                                                                          |
| (8) 第7条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている個人情報を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付        | 交付する光ディスクの枚数1枚につき160円                                                                                                         |

|          |             |                           |                     |   |
|----------|-------------|---------------------------|---------------------|---|
| 別記様式第2号中 | 希望する開示の方法   | 閲覧<br>視聴                  | 写しの交付（郵送による交付の希望 有） | を |
|          | 希望する開示を行う場所 | 行政情報センター（県庁）<br>出先機関窓口（ ） | 総合支庁窓口（ ）           |   |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>希望する開示の方法</p>   | <p>1 文書、図画、写真又はフィルムの場合<br/>                 閲覧<br/>                 写しの交付（郵送による交付の希望 有）</p> <p>2 電磁的記録の場合<br/>                 閲覧又は視聴<br/>                 用紙に出力したものの交付（郵送による交付の希望 有）<br/>                 複製物の交付（郵送による交付の希望 有）<br/>                 技術的事情等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。</p> |
| <p>希望する開示を行う場所</p> | <p>行政情報センター（県庁）<br/>                 総合支庁窓口（ ）<br/>                 出先機関窓口（ ）<br/>                 警察本部・警察署（ ）</p>                                                                                                                                                                                |

に改める。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前になされた請求に係る個人情報の開示の決定を受けた者から徴収する手数料については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第42号

山形県公有財産規則の一部を改正する規則

山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第4号及び第18条第1項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第19条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第32条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

別記様式第7号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第43号

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例（平成19年3月県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特に犯罪の防止に配慮を要する事業を行う者）

第2条 条例第15条第1項に規定する特に犯罪の防止に配慮を要する事業を行う者で規則で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる金融機関等

- イ 銀行
- ロ 信用金庫
- ハ 労働金庫
- ニ 信用協同組合
- ホ 農業協同組合
- ヘ 漁業協同組合

- ト 農林中央金庫
- チ 信用農業協同組合連合会
- リ 商工組合中央金庫
- ヌ 国民生活金融公庫
- ル 中小企業金融公庫
- ヲ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
- ワ 日本郵政公社

(2) 深夜において次に掲げる小売業を営む者

イ スーパーマーケット（売場面積の2分の1以上の売場においてセルフサービス方式で販売をしている店舗（以下「セルフサービス店」という。）で、売場面積が250平方メートル以上のものをいう。）において衣食住に関する商品を販売する小売業

ロ コンビニエンスストア（セルフサービス店（1日につき14時間以上営業しているものに限る。）で、売場面積が250平方メートル未満のものをいう。）において飲食料品を中心とした商品を販売する小売業

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第44号

山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県医師修学資金貸与条例施行規則（平成17年 7月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び同条第2号八」を「、同条第2号八及び同条第3号二」に改める。

第3条を次のように改める。

（特定診療科）

第3条 条例第2条第2号イに規定する規則で定める公的医療機関の診療科等は、次に掲げるものとする。

- (1) 公的医療機関の小児科、産婦人科、放射線科及び麻酔科
- (2) 山形県立救命救急センター
- (3) 公立置賜総合病院救命救急センター
- (4) 山形県立日本海病院の救急部門
- (5) 山形県立新庄病院の救急部門
- (6) その他前各号に掲げるものに準ずるものとして知事が認める公的医療機関の救急部門

第4条第1項第3号中「2月」を「4月」に改め、同条第2項中「にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、」を「にあつては」に、「書類を」を「書類を、山形大学医学部修学資金の貸与を受けようとする者にあつては同条第3号八に掲げる要件を証明する書類を、前項各号に掲げる書類のほかに、」に改める。

第15条中「第8条第1項第1号イ及び同項第2号イ」を「第8条第1項第1号イ(ロ)、同項第2号イ(ロ)及び同項第3号イ(ロ)」に改める。

別記様式第1号（表）中「特定診療科医師確保修学資金」を「特定診療科医師確保修学資金 3 山形大学医学部修学資金」に、「診療科（）」を「診療科等（）」に、

|                                                                                                                                                                                                        |         |     |   |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|---|--|
| 「 第1希望（ ） 第2希望（ ）<br>（ 1 小児科 2 産婦人科 3 放射線科 4 麻酔科 ）                                                                                                                                                     | を       |     |   |  |
| 」                                                                                                                                                                                                      |         |     |   |  |
| 「 第1希望（ ） 第2希望（ ） 第3希望（ ）<br>（ 1 小児科 2 産婦人科 3 放射線科 4 麻酔科 5 救急医療 ）                                                                                                                                      | に、      |     |   |  |
| 」                                                                                                                                                                                                      |         |     |   |  |
| 「 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">入 学 年 月</td> <td style="padding: 2px 10px;">年 月</td> </tr> </table> | 入 学 年 月 | 年 月 | を |  |
| 入 学 年 月                                                                                                                                                                                                | 年 月     |     |   |  |
| 」                                                                                                                                                                                                      |         |     |   |  |

|  |      |     |
|--|------|-----|
|  | 入学年月 | 年 月 |
|  | 学 年  | 年   |

に改める。

別記様式第2号中「公立病院等」を「公立病院等(公的医療機関)」に改める。

別記様式第7号(表)中

|                        |     |         |         |
|------------------------|-----|---------|---------|
| 県外の医療機関での<br>研修の有無及び期間 | 有・無 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
|------------------------|-----|---------|---------|

を

|                        |     |         |         |
|------------------------|-----|---------|---------|
| 県外の医療機関での<br>研修の有無及び期間 | 有・無 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 大 学 院 の<br>在学の有無及び期間   | 有・無 | 年 月 日から | 年 月 日まで |

に改め、同様式(裏)

中 「医療機関の名称」を「医療機関の名称(診療科等)」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県国民健康保険広域化等支援基金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第45号

山形県国民健康保険広域化等支援基金貸付規則の一部を改正する規則

山形県国民健康保険広域化等支援基金貸付規則(平成15年1月県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 保険財政広域化支援事業貸付金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 広域化等に伴い国民健康保険の保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料」という。)を均一に賦課することとした場合に、保険料の賦課総額が広域化等を行う前よりも増加すると見込まれる広域化等を行う市町村に対する貸付け 当該賦課総額の増加見込額
- ロ 広域化等に伴い新たに国民健康保険事業を開始することにより、当該事業の開始年度における国民健康保険事業の財源に不足を生ずると見込まれる広域化等を行う市町村に対する貸付け 当該財源の不足見込額の4分の3に相当する額

第5条第1項を次のように改める。

保険財政広域化支援事業貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、貸付けを受けようとする年度の2月末日(第3条第1号ロに規定する貸付けにあっては、別に定める日)までに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号イに規定する貸付け
  - イ 保険財政広域化支援事業貸付申請書(別記様式第1号)
  - ロ 保険料平準化計画書(別記様式第2号)
  - ハ その他知事が必要と認める書類
- (2) 第3条第1号ロに規定する貸付け
  - イ 保険財政広域化支援事業貸付申請書(別記様式第1号)
  - ロ 財政安定化計画書(別記様式第4号)
  - ハ その他知事が必要と認める書類

第6条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による審査の際貸付金の貸付けを申請した市町村が次の各号のいずれかに該当すると認めるときその他必要と認めるときは、当該市町村に対する貸付けを行わないものとする。

- (1) 不当に過大な額の貸付金を申請したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けを申請したとき。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1号口に規定する貸付けに係る貸付金の償還は、貸付金の貸付けを受けた日の属する年度内に行うものとする。

第8条第2項中「の貸付け」を「(第3条第1号口に規定する貸付けに係る貸付金を除く。)の貸付け」に改める。

第11条第3項中「ときは」を「ときその他必要と認めるときは」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 不当に過大な額の貸付けを受けたと認められるとき。

第11条第3項第5号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

---

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第46号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項第8号中「結核予防法(昭和26年法律第96号)第34条第1項及び第37条第2項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項及び第39条第3項」に改める。

別表第2の備考第4項第3号に次のように加える。

ホ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第2の備考第6項に次のただし書を加える。

ただし、当該措置を受ける者の扶養義務者が法第24条の2第1項に規定する障害児施設給付費を支給される場合における当該扶養義務者から徴収する徴収金等の額は、別に定める額とする。

別記様式第15号中「吏員」を「職員」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成18年10月1日から適用する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の別記様式第15号による証票でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式による証票とみなす。
- 3 改正前の別記様式第15号による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

---

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第47号

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則(平成13年4月県規則第65号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「吏員」を「職員」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の別記様式による証票でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式による証票とみなす。
- 3 改正前の別記様式による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第48号

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県母子保健法の施行に関する規則(昭和63年1月県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項第8号中「結核予防法(昭和26年法律第96号)第34条第1項及び第37条第2項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項及び第39条第3項」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第49号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する等の規則

(山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則(昭和48年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表(2)手数料の項の表中

|            |         |   |     |
|------------|---------|---|-----|
| 血液型検査      | 中学校生徒以下 | " | 160 |
| ツベルクリン反応検査 | 定期検査    | " | 230 |

を

|       |         |   |     |
|-------|---------|---|-----|
| 血液型検査 | 中学校生徒以下 | " | 160 |
|-------|---------|---|-----|

に改め、同別表の

注書第1項中「結核予防法(昭和26年法律第96号)第4条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2」に改め、同注書中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(結核予防法施行細則の廃止)

第2条 結核予防法施行細則(昭和27年10月県規則第64号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第106号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる平成19年4月1日以前に行われた措置に係る同法附則第2条の規定による廃止前の結核予防法(昭和26年法律第96号)第51条第6号から第9号までに規定する費用についての支弁に係る第2条の規定による廃止前の結核予防法施行細則に規定する申請及び書類等の様式については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項委任事項の欄中第20項を削り、第21項を第20項とし、第22項から第25項までを1項ずつ繰り

上げる。

山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第50号

山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則

山形県立職業能力開発校に関する規則（昭和33年 7月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（職業訓練の休止等）

第7条の2 訓練生は、傷病その他やむを得ない理由により職業訓練を受けることを休止し、又は退校しようとするときは、その旨を記載した書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けて職業訓練を休止した期間は、訓練期間に算入しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年 9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表山形職業能力開発専門校長又は庄内職業能力開発センター所長の項委任事項の欄第1項中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第7条の2第1項の規定による職業訓練の休止又は退校の許可に関すること

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第51号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年 3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条及び第9条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第11条から第13条までを次のように改める。

（総務部長に対する合議）

第11条 部局長は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ総務部財政課長（以下「財政課長」という。）を経由して（第4号及び第7号のうち公有財産に係る場合及び第6号に掲げる場合並びに第8号ハの経費に係る支出負担行為については、総務部管財課長及び財政課長を経由して）総務部長に合議しなければならない。

(1) 建設事業に係る歳入の分担金及び負担金の額を決定しようとするとき。

(2) 国庫支出金について、申請し、及び実績を報告しようとするとき。ただし、申請しようとする場合にあつては予算額と同額の場合を除き、実績を報告しようとする場合にあつては返還を生じる場合に限る。

(3) 歳入について、減免し、徴収を猶予し、及び徴収を停止し、並びに延納の特約をしようとするとき。

(4) 寄附を受領しようとするとき。

(5) 一件の金額が300万円を超える事業又は事務の委託を受けようとするとき。ただし、予算額と同額の場合を除く。

(6) 不動産を借り受け、並びに行政財産である土地を貸し付け、及びこれに地上権を設定し、並びに行政財産の使用を許可しようとするとき。

(7) 債務負担行為に基づき、契約を締結しようとするとき。ただし、災害復旧事業の工事に係る契約を除く。

(8) 歳出予算の節の区分のうち、次に掲げる経費に係る支出負担行為をしようとするとき。

イ 委託料（一件の予定金額が3,000万円（工事に係る調査、設計及び測量に係るものにあつては、5,000万円）以内のものを除く。）

ロ 工事請負費（一件の設計金額が1,000万円（競争入札に付する建築工事以外の工事に係るものにあつては5億円、競争入札に付する建築工事に係るものにあつては3億円）以内のものを除く。）

ハ 公有財産購入費（一件の予定金額が500万円（工事用土地の購入に係るものにあつては、1億5千万円）以

内で、かつ、議会の議決を要しない財産の取得に係るものを除く。）

ニ 備品購入費（第165条第1項ただし書に規定する管理換の決定の際に承認を受けなければならない物品の購入に係るものに限る。）

ホ 負担金、補助及び交付金（予算の編成において、交付先、交付先ごとの交付金額等が明示されなかつたもの及び諸会負担金に限る。）

ヘ 貸付金（予算の編成において、貸付先、貸付先ごとの貸付金額等が明示されなかつたものに限る。）

ト 補償、補填及び賠償金（一件の金額が1億5千万円以内の用地及び物件の取得及び使用に係るものを除く。）

チ 投資及び出資金

リ 寄附金

(9) 予算に係る条例、規則その他の規程等を設定し、及び廃止し、並びに当該規程等のうち予算に係る部分を変更しようとするとき。

2 部局長は、前項に規定するもののほか、財務に関して議会の議決を要する事項その他の重要な事項については、財政課長を経由して総務部長に合議しなければならない。

（会計管理者等に対する合議）

第12条 部局長又は公所長は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ会計管理者又は出納員に合議しなければならない。この場合において、会計管理者に合議するときは、収入に係る場合にあっては出納局総務課長を、支出に係る場合にあっては出納局総務課長を経由するものとする。

(1) 私人に対して徴収又は収納の事務を委託しようとするとき。

(2) 債務負担行為に基づき、契約を締結しようとするとき。ただし、工事に係る契約を除く。

(3) 私人に対して支出事務の委託をしようとするとき。

(4) 第132条ただし書の規定により、契約を締結しようとするとき。

(5) 権利質の設定、債権譲渡又は権利若しくは義務の承継について承諾をしようとするとき。

（会計管理者の事務の代理）

第13条 法第170条第3項の規定により事務を代理させる職員は、出納局総務課長とする。

第14条第1項中「出納長」を「会計管理者」に、「事務吏員」を「知事の事務部局の職員」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「吏員」を「職員」に改める。

第15条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第3項後段を削る。

第18条、第19条及び第22条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第23条中「出納長、副出納長」を「会計管理者」に改める。

第24条第1項及び第2項中「吏員」を「職員」に改め、同条第3項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項第1号中「吏員」を「職員」に改める。

第35条から第39条まで、第44条、第47条第3項、第51条から第55条まで、第57条、第57条の2、第61条、第62条、第64条、第66条から第67条の2まで、第73条第3項及び第75条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第78条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条中「出納長は」を「会計管理者は」に改める。

第80条及び第80条の2中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第81条第2項第12号中「買入れ」を「買入れ（製造請負契約によるものを含む。）に係る経費」に改める。

第87条第4項、第93条から第95条の2まで、第97条第1項、第98条、第102条から第104条まで、第106条から第108条まで、第111条及び第112条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第115条第1項中「予定価格5千万円」を「一件の予定価格が5,000万円」に、「県公報に登載し、及び知事が必要と認める場合は新聞紙、掲示板その他のものに掲示して、これを行う」を「県庁の掲示場又は当該入札に係る事務を担当する公所の掲示場その他のものに掲示することにより行うものとし、併せて、県公報に登載し、又はインターネットを利用して閲覧に供する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の公告は、知事が必要と認める場合は、前項の公告の方法に加えて、新聞紙その他のものに掲示して、これを行うものとする。

第116条第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第120条第2項中「建設工事」を「建設工事及び印刷物製造」に改める。

第132条中「物件購入契約」を「物件購入契約、印刷物製造請負契約」に改める。

第138条第2項中「購入」を「購入（製造請負契約によるものを含む。）」に改める。

第142条、第143条、第145条、第147条、第148条、第150条から第152条まで、第154条第2項及び第155条中「出納

長」を「会計管理者」に改める。

第157条中「を購入」を「を購入（製造請負契約によるものを含む。以下この条において同じ。）」に改める。

第159条第2項、第161条から第163条まで、第165条第3項、第166条、第168条第2項、第169条第2項及び第172条から第174条までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第180条中「吏員」を「職員」に改める。

第183条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第192条第4項中「年8.25パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第197条から第197条の4まで及び第197条の6から第197条の8までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第198条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条中「出納長は」を「会計管理者は」に改める。

第199条及び第202条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第1第2項出納員として指定する職の欄中「事務吏員である上席の指導取締役係長（放置駐車対策）」を「指導取締役係長（放置違反金）」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 情報公開事務及び個人情報開示事務（議会及び警察本部警務部広報相談課に係るものを除く。）並びに本人確認情報開示事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管を行うこと。（総務部総務課に置く出納員に限る。）

別表第1第2項出納員に委任する事項の欄第2号中「複写等」を「頒布及び複写」に改め、同表第4項出納員に委任する事項の欄に次の1号を加える。

(3) 総務課に係る行政資料の頒布及び複写の事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。（総務課長に限る。）

別表第2を次のように改める。

| 加入者      | 口座番号                  | 取りまとめ機関    | 取扱課       | 取扱収入金の種別                            |
|----------|-----------------------|------------|-----------|-------------------------------------|
| 山形県会計管理者 | 02400 - 2<br>- 960055 | 仙台貯金事務センター | 税 政 課     | 県税その他徴収金                            |
| 山形県会計管理者 | 02490 - 0<br>- 960005 | 仙台貯金事務センター | 児 童 家 庭 課 | 母子福祉資金償還金<br>(東北6県内)                |
| 山形県会計管理者 | 02480 - 3<br>- 960061 | 仙台貯金事務センター | 児 童 家 庭 課 | 寡婦福祉資金償還金<br>(東北6県内)                |
| 山形県会計管理者 | 02230 - 7<br>- 960468 | 仙台貯金事務センター | 児 童 家 庭 課 | 母子福祉資金償還金<br>及び寡婦福祉資金償還金<br>(東北6県外) |

別記中「様式第53号の2 歳入整理表（出納長用）」を「様式第53条の2 歳入整理表（会計管理者用）」に、「様式第86号 歳出整理表（出納長用）」を「様式第86号 歳出整理表（会計管理者用）」に改める。

別記様式第4号中 「出 納 長」 を 「会 計 管 理 者」 に改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第22号の4及び別記様式第22号の6中 「出 納 長」 を 「会 計 管 理 者」 に改める。

別記様式第24号の2中「出納長決裁欄」を「会計管理者決裁欄」に改める。

別記様式第36号表面中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改め、同様式裏面中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第36号の4中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第36号の7表面中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改め、同様式裏面中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第36号の8表面中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改め、同様式裏面中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第39号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第41号中「出納長  
(出納員)」を「会計管理者  
(出納員)」に、「山形県

出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第45号及び別記様式第45号の2中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第48号の3中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第53号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第53号の2中「出納長用」を「会計管理者用」に改める。

別記様式第54号、別記様式第54号の3及び別記様式第56号から別記様式第58号までの規定中

「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第68号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改め、同様式裏面中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第69号の2及び別記様式第69号の3中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第74号の2中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第79号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第80号及び別記様式第80号の3中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第83号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第86号中「出納長用」を「会計管理者用」に改める。

別記様式第97号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第98号の3及び別記様式第98号の5中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第105号及び別記様式第111号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第112号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第116号の3中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第116号の4及び別記様式第116号の5中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第118号の5中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第118号の6、別記様式第123号、別記様式第124号の2、別記様式第125号及び別記様式第128号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第130号表面中「財産差押吏員証」を「財産差押職員証」に、「山形県事務吏員」を「山形県職員」に改める。

別記様式第132号の2及び別記様式第132号の3中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第132号の5及び別記様式第132号の6中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第132号の7中「出納長」を「会計管理者」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に第192条第1項の規定によりした債権についての履行延期の特約等に付する延納利息

については、なお従前の例による。

## 訓 令

### 山形県訓令第6号

庁 中

山形県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県官報報告規程の一部を改正する訓令

山形県官報報告規程（昭和39年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表掲載事項の欄第1項中「行政事務条例」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例」に、「行政事務に関する」を「地方自治法第14条第2項に規定する」に改め、同欄第2項中「地方税法」を「地方税法（昭和25年法律第226号）」に改め、同項第5項第1号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項第2号中「及び局長」を「局長、改革推進監及び危機管理監」に改め、同項第6号中「収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員及び内水面漁場管理委員会委員」を「及び収用委員会委員」に改め、同表原稿記載の様式の欄第1項中「又は第2号」を削り、同欄第5項第5号中「別記様式第8号又は第10号」を「別記様式第9号」に改め、同項第6号中「・9号」を削る。

別記様式第1号中「行政事務条例」を「地方自治法第14条第2項に規定する条例」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

別記様式第6号の注書第1項中「こと。」を「こと（1人の場合は、「以上」は記載しないこと。）」に改め、同注書第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とすること。また、異動事由が任期満了（定年退職・死亡退職）である場合は、上段に「任期満了（定年退職・死亡退職）」と記載すること。
- 3 旧職が別表掲載事項の欄第5項各号に掲げる職でない場合は、下段は職員等（旧職が一般企業等の場合は空欄とすること。）とし、（ ）を付さずに記載すること。ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者については、事務官又は技官として（ ）を付して記載すること。

別記様式第6号の注書に次の3項を加える。

- 4 同じ表現や役職が続く場合は、「同」を使用すること。
- 5 「事務取扱」等は掲載できない。
- 6 役職が「兼」等の場合は、「兼」を除いた部分だけを記載すること。

別記様式第7号の注書中「期間」を「2日以上期間」に改め、「（別記様式第8号・第9号も同じ。）」を削り、同注書を同注書第1項とし、同注書に次の1項を加える。

- 2 異動日が同じ月の場合は、「月 日辞職し、同月 日」等とすること。また、同日の場合は、「月 日辞職し、同日」等とすること。

別記様式第8号中「委員会委員任命（選挙・補充）」を「委員会委員（監査委員）任命（選任）」に、「（欠員）」を「（欠員）」に、「（選挙・補充）された」を「（選任）された」に、「委員会委員 氏名」を「委員会委員（監査委員）氏名」に改め、同様式の注書中「選挙管理委員会委員」を「監査委員及び人事委員会委員」に改め、同注書を同注書第1項とし、同注書に次の3項を加える。

- 2 〃（ ）は、前任者が退任し、後任者が任命等されるまで2日以上期間があつた場合に記載すること。
- 3 異動日が同じ月の場合は、「月 日辞職し、同月 日」等とすること。また、同日の場合は、「月 日辞職し、同日」等とすること。
- 4 2名の場合は「委員及び委員」と、3名以上の場合は「委員、委員及び委員」等とすること。

別記様式第9号中「監査委員選任」を「選挙管理委員会委員選挙（補欠）」に、「（欠員）」を「（欠員）」に、「選任された」を「選挙（補欠）された」に、「監査委員（議会選出）」を「選挙管理委員会委員」に改め、同様式に次の注書を加える。

（注）

- 1 ( )は、前任者が退任し、後任者が選挙等されるまで2日以上期間があつた場合に記載すること。
- 2 異動日が同じ月の場合は、「月 日辞職し、同月 日」等とすること。また、同日の場合は、「月 日辞職し、同日」等とすること。
- 3 2名の場合は「 委員及び 委員」と、3名以上の場合は「 委員、 委員及び 委員」等とすること。
- 4 任期満了する前に選挙が行われた場合は、「月 日任期満了となるため、月 日次の者が選挙された。」とすること。

別記様式第10号中「委員会委員再任」を「委員会委員（監査委員）再任」に改め、同様式に次の注書を加える。  
 （注）2名の場合は「 委員及び 委員」と、3名以上の場合は「 委員、 委員及び 委員」等とすること。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

#### 山形県訓令第7号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の表及び第2条の3の表中 「 吏 員 」 を 「 主事及び技師 」 に改める。

第3条第2号イ(イ)中「6,190円」を「6,130円」に改め、同号イ(ロ)中「7,610円」を「7,480円」に改め、同号ロ(ハ)中「2,290円」を「2,300円」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

#### 山形県訓令第8号

庁 中  
各 公 所

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項を削る。

別記様式第1号（表）中「身分」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定による職員証でこの訓令の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による職員証とみなす。

## 山形県訓令第9号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令

山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表種類の欄中 「 吏 員 研 修 」 を 「 主 事 ・ 技 師 級 研 修 」 に 改 め る 。

第6条の2第2項中「吏員研修」を「主事・技師級研修」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 山形県訓令第10号

庁 中  
各 公 所

山形県考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県考査規程の一部を改正する訓令

山形県考査規程（昭和26年11月県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「吏員」を「職員」に改める。

第13条第1項中「関係吏員」を「関係職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 山形県訓令第11号

健 康 福 祉 部  
保 健 所

結核予防法執行手続を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

結核予防法執行手続を廃止する訓令

結核予防法執行手続（昭和39年9月県訓令第32号）は、廃止する。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる平成19年4月1日前行われた措置に係る同法附則第2条の規定による廃止前の結核予防法（昭和26年法律第96号）第51条に規定する費用についての支弁に係る報告及び進達については、なお従前の例による。

# 告 示

## 山形県告示第296号

昭和49年 4月県告示第443号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

|          |   |   |      |       |
|----------|---|---|------|-------|
| 立谷沢川（全域） | A | イ |      | を     |
| 銅山川（全域）  | A | イ |      |       |
| 相沢川（全域）  | A | イ |      | に、    |
| 立谷沢川（全域） | A | イ |      |       |
| 新田川（全域）  | A | イ |      |       |
| 銅山川（全域）  | A | イ |      |       |
| 荒川（全域）   | A | ハ |      | を     |
| 荒川（全域）   | A | ハ | 荒川水系 | に改める。 |
| 横川（全域）   | B | イ |      |       |

## 山形県告示第297号

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県結核予防費補助金交付規程（昭和37年 2月県告示第127号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「結核予防法（昭和26年法律第96号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に、「第 4 条第 1 項」を「第53条の 2 第 1 項」に、「第55条」を「第58条の 3 」に、「第56条」を「第60条第 1 項」に改める。

別表対象経費の項中「第 4 条第 1 項」を「第53条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

- この規程は、平成19年 4月 1 日から施行する。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）附則第 4 条の規定によりなお従前の例によることとされる平成19年 4月 1 日以前に行われた措置に係る同法附則第 2 条による廃止前の結核予防法（昭和26年法律第96号）第55条に規定する費用に対する補助については、なお従前の例による。

## 山形県告示第298号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 4 項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称       | 所在地           | 辞退の効力発生年月日 |
|-----------------|---------------|------------|
| いがらし内科循環器科クリニック | 山形市銅町二丁目24番5号 | 平成19. 1.31 |
| セントラルクリニック      | 同 吉原三丁目10番17号 | 同          |
| あおぞら調剤薬局        | 鶴岡市若葉町23番地の6  | 同 2. 3     |
| 中里医院            | 同 大山二丁目23番5号  | 同 3.22     |
| 村山医院            | 酒田市東栄町7番11号   | 同          |

## 山形県告示第299号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称       | 所在地            | 指定年月日      |
|-----------------|----------------|------------|
| いがらし内科循環器科クリニック | 山形市銅町二丁目24番5号  | 平成19. 2. 1 |
| セントラルクリニック      | 同 吉原三丁目10番17号  | 同          |
| くしびき調剤薬局        | 鶴岡市西荒屋字川原田88番地 | 同 3. 1     |

## 山形県告示第300号

山形県中小企業団体中央会補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

山形県中小企業団体中央会補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県中小企業団体中央会補助金交付規程(昭和36年8月県告示第620号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行なう」を「行う」に改める。

第2条第3号中「商工組合」を「協業組合、商工組合」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) その他知事が必要と認める経費

第7条第2項中「(別記様式)」を削る。

第8条及び別記様式を削る。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 山形県告示第301号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限(平成19年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号)1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 天童豊栄床固めから上流の最上川、その支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川

- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川、その支流及び小支流

山形県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
戸沢村土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡戸沢村大字名高1593番地96
- 3 認可年月日  
平成19年3月20日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営小泉地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第304号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定により山形県が港湾管理者である港湾に係る施設の概要は、次のとおりであり、平成19年4月1日から施行し、平成2年3月県告示第300号（山形県港湾施設の概要）は、平成19年3月31日限り廃止する。

なお、関係図面は、土木部交通政策課及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 酒田港  
(1) 第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設

| 区 分   | 港 湾 施 設 |      |                 |                               |           |
|-------|---------|------|-----------------|-------------------------------|-----------|
|       | 種 類     | 名 称  | 位 置<br>(図面対照番号) | 数 量                           | 能 力       |
| 水域施設A | 航路      | 大浜航路 | A - 1<br>- 2    | 幅員160～180メートル<br>×延長1,500メートル | -10.0メートル |

|              |                 |       |                  |           |
|--------------|-----------------|-------|------------------|-----------|
|              | 袖岡航路            | - 3   | 70 ~ 150 × 1,600 | - 7.5     |
|              | 北港航路            | - 5   | 300 × 2,370      | - 13.0    |
|              | 北港航路            | - 6   | 210 ~ 300 × 240  | - 10.0    |
|              | 北港航路            | - 7   | 110 ~ 350 × 720  | - 7.5     |
| 泊地及び船<br>だまり | 大浜泊地            | 2 - 1 | 78,000平方メートル     | - 7.0メートル |
|              | 大浜ふ頭泊地          | - 2   | 3,300            | - 9.0     |
|              | 大浜ふ頭泊地          | - 3   | 6,000            | - 5.5     |
|              | 西ふ頭泊地           | - 5   | 60,000           | - 10.0    |
|              | 西ふ頭 - 4.5m岸壁泊地  | - 6   | 880              | - 4.5     |
|              | 西ふ頭 - 5.5m岸壁泊地  | - 7   | 2,290            | - 5.5     |
|              | 東ふ頭新町泊地         | - 8   | 6,100            | - 7.5     |
|              | 東ふ頭船場町泊地        | - 9   | 21,474           | - 4.5     |
|              | 新井田川河口船場町泊地     | - 10  | 6,260            | - 4.5     |
|              | 新井田川河口 - 4.0m泊地 | - 11  | 32,600           | - 4.0     |
|              | 新井田川河口 - 3.0m泊地 | - 12  | 5,270            | - 3.0     |
|              | 新井田川河口 - 2.0m泊地 | - 13  | 17,610           | - 2.0     |
|              | 山居町泊地           | - 14  | 990              | - 2.0     |
|              | 小牧排水泊地          | - 15  | 1,460            | - 2.0     |
|              | 入船町泊地           | - 16  | 11,100           | - 3.0     |
|              | 水産第2岸壁泊地        | - 17  | 12,000           | - 4.5     |
|              | 袖岡泊地            | - 18  | 6,400            | - 2.0     |
|              | 袖岡ふ頭泊地          | - 19  | 7,800            | - 7.5     |
|              | 家岸物揚場泊地         | - 20  | 2,800            | - 3.5     |
|              | 袖岡 - 3.0m物揚場泊地  | - 21  | 9,900            | - 3.0     |
|              | 袖岡けい船浮標泊地       | - 22  | 14,800           | - 10.0    |

|       |     |                 |       |          |        |
|-------|-----|-----------------|-------|----------|--------|
|       |     | 北港泊地            | - 23  | 270,313  | - 13.0 |
|       |     | 古湊ふ頭第3号岸壁泊地     | - 24  | 10,750   | - 10.0 |
|       |     | 古湊ふ頭第2号岸壁泊地     | - 25  | 9,250    | - 10.0 |
|       |     | 古湊係船杭泊地         | - 26  | 10,000   | - 10.0 |
|       |     | 古湊ふ頭第1号岸壁泊地     | - 31  | 13,500   | - 13.0 |
|       |     | 水産第2岸壁(-5.5m)泊地 | - 32  | 34,600   | - 5.5  |
|       |     | 高砂泊地            | - 33  | 179,925  | - 13.0 |
|       |     | 宮海泊地            | - 34  | 23,200   | - 7.5  |
|       |     | 家岸物揚場(B)泊地      | - 35  | 3,055    | - 2.0  |
|       |     | 古湊投下泊地          | 5 - 1 | 6,000    | - 10.0 |
|       |     | 古湊木材泊地          | 6 - 1 | 19,432   | - 2.0  |
|       |     | 第1船だまり          | 8 - 1 | 9,800    | - 2.0  |
|       |     | 宮海船だまり          | 8 - 3 | 23,600   | - 4.0  |
|       |     | 袖岡船だまり          | 8 - 4 | 35,200   | - 3.0  |
| 外郭施設B | 防波堤 | 北防波堤            | B - 1 | 665メートル  |        |
|       |     |                 | - 1   |          |        |
|       |     | 南防波堤            | - 2   | 875.24   |        |
|       |     | 南防波堤            | - 3   | 200      |        |
|       |     | 南防波堤            | - 4   | 852.77   |        |
|       |     | 袖岡船だまり防波堤       | - 5   | 414      |        |
|       |     | 第1船だまり防波堤       | - 7   | 32       |        |
|       |     | 北防波堤            | - 9   | 2,011.71 |        |
|       |     | 第2北防波堤          | - 11  | 1,155.65 |        |
|       |     | 古湊木材泊地防波堤       | - 12  | 170      |        |
|       |     | 宮海船だまり防波堤       | - 13  | 94.5     |        |

|                |           |        |           |         |
|----------------|-----------|--------|-----------|---------|
|                | 防除堤       | - 14   | 75.36     |         |
|                | 漁港区波除堤    | - 15   | 20        |         |
| 防砂堤            | 防砂堤(本港地区) | 2 - 1  | 48メートル    |         |
|                | 第1船だまり防砂堤 | - 2    | 25.8      |         |
|                | 防砂堤(北港地区) | - 3    | 284.92    |         |
| 導流堤            | 導流堤       | 4 - 1  | 2,444メートル |         |
|                | 1号水制      | - 2    | 23        |         |
|                | 2号水制      | - 3    | 23        |         |
|                | 3号水制      | - 4    | 23        |         |
|                | 6号水制      | - 5    | 52        |         |
|                | 7号水制      | - 6    | 40        |         |
|                | 8号水制      | - 7    | 54        |         |
|                | 9号水制      | - 8    | 44        |         |
|                | 10号水制     | - 9    | 51        |         |
|                | 11号水制     | - 10   | 66        |         |
|                | 12号水制     | - 11   | 50        |         |
|                | 護岸        | 北防波堤護岸 | 5 - 1     | 125メートル |
| 石油基地護岸         |           | - 2    | 280       |         |
| 石油基地航路護岸       |           | - 3    | 312.6     |         |
| 公共臨港線護岸        |           | - 6    | 494.2     |         |
| 大浜運河護岸         |           | - 7    | 113.7     |         |
| 大浜埋立護岸         |           | - 8    | 471.6     |         |
| 西ふ頭岸壁取付護岸      |           | - 9    | 61.9      |         |
| 西ふ頭 - 7.5m航路護岸 |           | - 10   | 374       |         |

|                      |      |        |  |
|----------------------|------|--------|--|
| 東ふ頭 - 7.5m航路護岸       | - 11 | 277.6  |  |
| 袖岡 - 3.0m物揚場取付護岸     | - 12 | 5.4    |  |
| 新井田川右岸 - 2.0m物揚場取付護岸 | - 13 | 18.9   |  |
| 山居町護岸                | - 14 | 4      |  |
| 新井田川左岸 - 2.0m物揚場取付護岸 | - 15 | 68     |  |
| 山居町 - 4.0m物揚場取付護岸    | - 16 | 24.9   |  |
| 入船町物揚場取付護岸           | - 17 | 20     |  |
| 水産第2岸壁取付護岸           | - 18 | 88.8   |  |
| 下瀬こう門護岸              | - 19 | 234    |  |
| 袖岡ふ頭岸壁取付護岸           | - 20 | 52     |  |
| 袖岡船だまり - 3.0m物揚場取付護岸 | - 21 | 18.5   |  |
| 古湊ふ頭第3号岸壁取付護岸        | - 22 | 30     |  |
| 古湊ふ頭第1号岸壁取付護岸        | - 23 | 30     |  |
| 古湊投下泊地護岸             | - 24 | 95.5   |  |
| 古湊護岸                 | - 25 | 280    |  |
| 古湊木材荷さばき地外周護岸        | - 26 | 306.63 |  |
| 南護岸                  | - 27 | 424.85 |  |
| 船場町岸壁取付護岸            | - 30 | 30     |  |
| 高砂ふ頭法止護岸             | - 38 | 102.3  |  |
| 高砂取付護岸               | - 39 | 113    |  |
| 高砂第2号岸壁取付護岸(A)       | - 40 | 72     |  |
| 高砂第2号岸壁取付護岸(B)       | - 41 | 30     |  |
| 宮海第5号岸壁取付護岸          | - 42 | 20     |  |
| 宮海第2号岸壁取付護岸          | - 43 | 29.74  |  |

|                  |     |                |           |         |           |            |
|------------------|-----|----------------|-----------|---------|-----------|------------|
| 係留施設C            | 岸壁  | 大浜ふ頭第1岸壁       | C - 1     | 330メートル | - 9.0メートル |            |
|                  |     |                | - 1       |         |           |            |
|                  |     | 大浜ふ頭第2岸壁       | - 2       | 90      | - 5.5     |            |
|                  |     | 西ふ頭岸壁          | - 4       | 185     | - 10.0    |            |
|                  |     | 西ふ頭岸壁          | - 5       | 53      | - 4.5     |            |
|                  |     | 西ふ頭(- 5.5m)岸壁  | - 6       | 180     | - 5.5     |            |
|                  |     | 東ふ頭新町岸壁        | - 7       | 260     | - 7.5     |            |
|                  |     | 東ふ頭船場町岸壁       | - 8       | 360     | - 5.5     |            |
|                  |     | 東ふ頭船場町第2岸壁     | - 9       | 195     | - 4.5     |            |
|                  |     | 水産第1岸壁         | - 10      | 140     | - 4.5     |            |
|                  |     | 水産第2岸壁         | - 11      | 180     | - 4.5     |            |
|                  |     | 袖岡ふ頭岸壁         | - 12      | 390     | - 7.5     |            |
|                  |     | 古湊ふ頭第1号岸壁      | - 13      | 270     | - 13.0    |            |
|                  |     | 古湊ふ頭第2号岸壁      | - 14      | 185     | - 10.0    |            |
|                  |     | 古湊ふ頭第3号岸壁      | - 15      | 185     | - 10.0    |            |
|                  |     | 宮海第5号岸壁        | - 18      | 130     | - 7.5     |            |
|                  |     | 水産第2岸壁(- 5.5m) | - 19      | 196     | - 5.5     |            |
|                  |     | 宮海第4号岸壁        | - 20      | 130     | - 7.5     |            |
|                  |     | 宮海第3号岸壁        | - 21      | 130     | - 7.5     |            |
|                  |     | 高砂第2号岸壁        | - 22      | 280     | - 13.0    |            |
|                  |     | 宮海第2号岸壁        | - 23      | 170.05  | - 7.5     |            |
|                  |     | 係船くい           | 古湊係船杭     | 3 - 1   | 253メートル   | - 10.0メートル |
|                  |     | 物揚場            | 第1船だまり物揚場 | 6 - 2   | 290メートル   | - 2.0メートル  |
| 新井田川右岸 - 3.0m物揚場 | - 3 |                | 200       | - 3.0   |           |            |
| 新井田川右岸 - 2.0m物揚場 | - 4 |                | 552       | - 2.0   |           |            |

|         |     |                  |              |                               |           |
|---------|-----|------------------|--------------|-------------------------------|-----------|
|         |     | 新井田川左岸 - 2.0m物揚場 | - 5          | 133                           | - 2.0     |
|         |     | 新井田川左岸 - 3.0m物揚場 | - 6          | 90                            | - 3.0     |
|         |     | 新井田川左岸 - 4.0m物揚場 | - 7          | 60.6                          | - 4.0     |
|         |     | 山居町 - 4.0m物揚場    | - 8          | 200                           | - 4.0     |
|         |     | 山居町 - 2.0m物揚場    | - 9          | 70.8                          | - 2.0     |
|         |     | 入船町 - 3.0m物揚場    | - 10         | 120                           | - 3.0     |
|         |     | 入船町 - 2.0m物揚場    | - 11         | 230                           | - 2.0     |
|         |     | 家岸物揚場            | - 12         | 35                            | - 3.5     |
|         |     | 袖岡 - 3.0m物揚場     | - 13         | 140                           | - 3.0     |
|         |     | 袖岡船だまり - 3.0m物揚場 | - 14         | 368                           | - 3.0     |
|         |     | 宮海船だまり物揚場        | - 17         | 507                           | - 4.0     |
|         |     | 小牧排水左岸 - 2.0m護岸  | - 18         | 65                            | - 2.0     |
|         |     | 家岸物揚場( B )       | - 19         | 45.6                          | - 2.0     |
|         | 船揚場 | 第1船だまり船揚場        | 7 - 1        | 95メートル                        | - 2.0メートル |
|         |     | 新井田川右岸船揚場        | - 2          | 12                            | - 2.0     |
|         |     | 入船町船揚場           | - 4          | 60                            | - 2.0     |
| 臨港交通施設D | 道路  | 大浜袖岡線            | D - 1<br>- 1 | 車道幅員7.0メートル×<br>延長6,489.1メートル |           |
|         |     | 石油基地線            | - 2          | 6.0×1,008.7                   |           |
|         |     | 大浜光ヶ丘線           | - 3          | 6.5×824                       |           |
|         |     | 西ふ頭運河線           | - 4          | 6.0×655.4                     |           |
|         |     | 大浜運河線            | - 5          | 5.5×919.6                     |           |
|         |     | 大浜西ふ頭線           | - 6          | 5.5×92.4                      |           |
|         |     | 西ふ頭線             | - 7          | 6.0×819                       |           |
|         |     | 南新町線             | - 8          | 6.0×779.2                     |           |

|         |      |          |       |                           |               |
|---------|------|----------|-------|---------------------------|---------------|
|         |      | 第1船だまり線  | - 9   | 6.5×676                   |               |
|         |      | 船場町線     | - 10  | 6.5×996.8                 |               |
|         |      | 新井田川線    | - 11  | 6.0×491.1                 |               |
|         |      | 山居町線     | - 12  | 6.5×185.7                 |               |
|         |      | 入船町線     | - 13  | 4.0×187.5                 |               |
|         |      | 袖岡ふ頭線    | - 14  | 6.0×509.5                 |               |
|         |      | 袖岡線      | - 15  | 6.0×508.1                 |               |
|         |      | 最上川線     | - 16  | 6.0×1,059.2               |               |
|         |      | 古湊ふ頭線    | - 18  | 13.0×574.1                |               |
|         |      | 古湊線      | - 19  | 13.0×1,929                |               |
|         |      | 大浜宮海線    | - 20  | 13.0×3,741.3              |               |
|         |      | 宮海線      | - 21  | 12.5×3,868                |               |
|         |      | 宮海北護岸線   | - 22  | 6.5×1,583                 |               |
|         |      | 大浜線      | - 23  | 7.0×1,152.3               |               |
|         |      | 外港ふ頭2号線  | - 24  | 7.3×482                   |               |
|         |      | 宮海岸壁ふ頭線  | - 25  | 7.0×614                   |               |
|         |      | 高砂ふ頭線    | - 26  | 6.0×249.8                 |               |
|         | 橋りょう | 大浜陸橋     | 5 - 1 | 車道幅員6.0メートル×<br>全長405メートル |               |
|         |      | 港橋       | - 2   | 7.0×75                    |               |
|         |      | 入船橋      | - 3   | 7.0×16.9                  |               |
|         |      | 臨港橋      | - 4   | 13.0×49                   |               |
|         | 鉄道   | 酒田公共臨港線  | 6 - 2 | 1,923.7メートル               |               |
| 航行補助施設E | 航路標識 | 仮設灯浮標第1号 | E - 1 |                           | 光達距離5.5キロメートル |
|         |      |          | - 8   |                           |               |
|         |      | 仮設灯浮標第2号 | - 9   |                           | 7.5           |

|               |           |               |        |             |                         |
|---------------|-----------|---------------|--------|-------------|-------------------------|
|               |           | 仮設灯浮標第3号      | - 10   |             | 5.5                     |
|               |           | 仮設灯浮標第4号      | - 11   |             | 7.5                     |
|               |           | 仮設灯浮標第6号      | - 12   |             | 4.5                     |
| 荷さばき施設F       | 軌道走行式荷役機械 | ガントリークレーン     | F - 2  | 1台          | 吊上げ荷重42.6トン             |
|               |           |               | - 4    |             |                         |
|               | 移動式荷役機械   | コンテナフォークリフト   | 3 - 96 | 1           | 吊上げ荷重35トン               |
| ジブクレーン        |           | - 97          | 1      | 34          |                         |
| 荷さばき地         | 大浜ふ頭荷さばき地 |               | F - 4  | 6,290平方メートル |                         |
|               |           |               | - 1    |             |                         |
|               |           | 西ふ頭荷さばき地      | - 2    | 6,840       |                         |
|               |           | 東ふ頭新町荷さばき地    | - 3    | 2,333       |                         |
|               |           | 東ふ頭船場町荷さばき地   | - 4    | 8,054       |                         |
|               |           | 水産荷さばき地       | - 5    | 4,600       |                         |
|               |           | 袖岡ふ頭荷さばき地     | - 6    | 22,940      |                         |
|               |           | 古湊ふ頭第1号荷さばき地  | - 7    | 19,680      |                         |
|               |           | 古湊ふ頭第2号荷さばき地  | - 8    | 12,660      |                         |
|               |           | 古湊ふ頭第3号荷さばき地  | - 9    | 15,020      |                         |
|               |           | 宮海第5号荷さばき地    | - 10   | 7,100       |                         |
|               |           | 宮海第4号荷さばき地    | - 11   | 6,050       |                         |
|               |           | 古湊木材荷さばき地     | - 12   | 23,210      |                         |
|               |           | 宮海第3号荷さばき地    | - 13   | 1,330       |                         |
|               |           | 高砂第2号荷さばき地    | - 14   | 15,500      |                         |
|               |           | 高砂第2号荷さばき地(B) | - 15   | 41,108      | 冷凍コンテナ用電源設備4基(コンセント12個) |
| 高砂第2号荷さばき地(A) | - 16      | 29,994        |        |             |                         |

|       |     |             |              |              |             |
|-------|-----|-------------|--------------|--------------|-------------|
|       |     | 宮海第2号荷さばき地  | - 17         | 8,230        |             |
|       |     | 山居町荷さばき地    | - 18         | 1,100        |             |
|       | 上屋  | 大浜ふ頭上屋      | 5 - 1        | 2,000平方メートル  |             |
|       |     | 西ふ頭上屋       | - 2          | 2,047        | くん蒸施設<br>2室 |
|       |     | 東ふ頭上屋       | - 3          | 1,185        |             |
|       |     | 宮海ふ頭上屋      | - 5          | 3,000        |             |
|       |     | 高砂ふ頭東上屋     | - 6          | 1,392        |             |
|       |     | 高砂ふ頭西上屋     | - 7          | 3,033        |             |
| 保管施設H | 野積場 | 大浜ふ頭第2野積場   | H - 2<br>- 1 | 13,990平方メートル |             |
|       |     | 大浜ふ頭第3野積場   | - 3          | 5,624        |             |
|       |     | 西ふ頭第1野積場    | - 4          | 10,910       |             |
|       |     | 西ふ頭第2野積場    | - 5          | 6,020        |             |
|       |     | 第1船だまり野積場   | - 7          | 1,950        |             |
|       |     | 山居町野積場      | - 9          | 2,670        |             |
|       |     | 下瀬野積場       | - 10         | 15,034       |             |
|       |     | 袖岡ふ頭野積場     | - 11         | 10,600       |             |
|       |     | 袖岡船だまり第1野積場 | - 12         | 9,290        |             |
|       |     | 古湊ふ頭第1号野積場  | - 13         | 29,617       |             |
|       |     | 古湊ふ頭第2号野積場  | - 14         | 23,323       |             |
|       |     | 古湊ふ頭第3号野積場  | - 15         | 27,648       |             |
|       |     | 宮海第5号野積場    | - 17         | 8,520        |             |
|       |     | 袖岡船だまり第2野積場 | - 18         | 31,000       |             |
|       |     | 宮海第4号野積場    | - 19         | 7,097        |             |
|       |     | 宮海第3号野積場    | - 20         | 5,400        |             |

|                |       |                      |              |            |             |
|----------------|-------|----------------------|--------------|------------|-------------|
|                |       | 宮海第2号野積場             | - 21         | 9,606      |             |
|                |       | 大浜ふ頭第1野積場            | - 22         | 17,220     |             |
|                | 危険物置場 | 屋外タンク貯蔵所             | 5 - 26       |            | 1.1キロリットル   |
| 船舶役務用<br>施設 I  | 給水施設  | 大浜ふ頭第1岸壁給水栓          | I - 1<br>- 1 | 6 箇所       |             |
|                |       | 西ふ頭給水栓               | - 2          | 4          |             |
|                |       | 東ふ頭新町岸壁給水栓           | - 3          | 4          |             |
|                |       | 東ふ頭船場町岸壁給水栓          | - 4          | 3          |             |
|                |       | 水産第1岸壁給水栓            | - 5          | 1          |             |
|                |       | 新井田川右岸 - 3.0m 物揚場給水栓 | - 6          | 4          |             |
|                |       | 新井田川左岸 - 3.0m 物揚場給水栓 | - 7          | 2          |             |
|                |       | 水産第2岸壁給水栓            | - 8          | 3          |             |
|                |       | 入船町 - 2.0m 物揚場給水栓    | - 9          | 1          |             |
|                |       | 袖岡ふ頭岸壁給水栓            | - 10         | 6          |             |
|                |       | 古湊ふ頭第1岸壁給水栓          | - 11         | 4          |             |
|                |       | 古湊ふ頭第2岸壁給水栓          | - 12         | 4          |             |
|                |       | 古湊ふ頭第3岸壁給水栓          | - 13         | 4          |             |
|                |       | 西ふ頭 - 5.5m 岸壁給水栓     | - 16         | 1          |             |
|                |       | 宮海第5号岸壁給水栓           | - 17         | 3          |             |
|                |       | 宮海第4号岸壁給水栓           | - 18         | 1          |             |
|                |       | 宮海第3号岸壁給水栓           | - 19         | 1          |             |
|                |       | 高砂第2号岸壁給水栓           | - 20         | 3          |             |
| 宮海第2号岸壁給水栓     | - 21  | 2                    |              |            |             |
| 港湾公害防<br>止施設 J | 導水施設  | 下瀬樋管                 | J - 1<br>- 1 | 124.30メートル | 内径700ミリメートル |

|           |         |                   |              |              |                |
|-----------|---------|-------------------|--------------|--------------|----------------|
| 廃棄物処理施設K  | 廃棄物埋立護岸 | 外周護岸              | K - 1<br>- 1 | 1,300メートル    |                |
|           | 廃油処理施設  | 山形県酒田港廃油処理施設      | 5 - 1        | 5立方メートル 1基   | 1日あたり5立方メートル   |
|           | 廃棄物選別施設 | 山形県廃棄物選別施設        | 7 - 1        | 15立方メートル 1基  | 1時間あたり15立方メートル |
| 港湾環境整備施設L | 緑地      | 大浜緑地              | L - 2<br>- 1 | 26,854平方メートル |                |
|           |         | 北港第1号緑地           | - 2          | 14,000       |                |
|           |         | 北港第2号緑地           | - 3          | 110,831      |                |
|           |         | 北港第3号緑地           | - 4          | 10,400       |                |
|           |         | 船場町緑地             | - 5          | 22,581       |                |
|           | 広場      | 交流広場              | 3 - 1        | 6,870平方メートル  |                |
|           | その他     | 山形県酒田海洋センター       | 7 - 1        | 665平方メートル    |                |
| 港湾管理施設N   | 港湾管理事務所 | 山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所 | N - 1<br>- 1 | 877平方メートル    |                |
|           |         | 酒田港海洋性廃棄物焼却施設管理棟  | - 3          | 26.51        |                |
|           |         | 酒田北港焼却施設管理棟       | - 5          | 30           |                |
|           | 資材倉庫    | 第1船だまりオイルフェンス格納庫  | 2 - 2        | 16.2平方メートル   |                |
|           |         | 袖岡ふ頭オイルフェンス格納庫    | - 3          | 23.86        |                |
|           |         | 北港オイルフェンス格納庫      | - 4          | 57.83        |                |
|           |         | 北港係船口ロープ格納庫       | - 5          | 33.05        |                |
| 港湾施設用地O   | 港湾施設用地  | 西ふ頭港湾施設用地         | O - 1        | 6,891平方メートル  |                |
|           |         | 東ふ頭港湾施設用地         | - 2          | 1,190        |                |
|           |         | 家岸港湾施設用地          | - 3          | 2,700        |                |
|           |         | 袖岡港湾施設用地          | - 4          | 3,400        |                |
|           |         | 港湾施設用地            | - 5          | 12,170       |                |

## (2) 第1酒田プレジャーボートスポットの港湾施設

| 区分           | 港 湾 施 設    |                     |                 |                           |                   |
|--------------|------------|---------------------|-----------------|---------------------------|-------------------|
|              | 種 類        | 名 称                 | 位 置<br>(図面対照番号) | 数 量                       | 能 力               |
| 水域施設A        | 泊地         | 第1酒田P B S泊地         | A 2 ´ -<br>1    | 12,800平方メートル              | - 2.0メートル         |
| 外郭施設B        | 防波堤        | 第1酒田P B S防波堤        | B 1 ´ -<br>1    | 130メートル                   |                   |
| 係留施設C        | さん橋        | 第1酒田P B Sさん橋        | C 4 ´ -<br>1    | 76メートル                    | - 2.0メートル         |
|              | 物揚場        | 第1酒田P B S物揚場        | C - 6 -<br>1    | 426.44メートル<br>ウインチ 1基     | - 2.0メートル         |
| 船舶役務用<br>施設I | 船舶保管施<br>設 | 第1酒田P B S船舶保管<br>施設 | I - 5 -<br>1    | 17,201平方メートル<br>けん引運搬車 2台 | プレジャーボ<br>ート 122隻 |

## (3) 第2酒田プレジャーボートスポットの港湾施設

| 区分           | 港 湾 施 設    |                         |                 |                           |                  |
|--------------|------------|-------------------------|-----------------|---------------------------|------------------|
|              | 種 類        | 名 称                     | 位 置<br>(図面対照番号) | 数 量                       | 能 力              |
| 水域施設A        | 泊地         | 第2酒田P B S泊地             | A 2 ´ -<br>2    | 26,600平方メートル              | - 3.0メートル        |
| 外郭施設B        | 防波堤        | 第2酒田P B S防波堤            | B 1 ´ -<br>2    | 44メートル                    |                  |
|              | 護岸         | 第2酒田P B S物揚場<br>(A)取付護岸 | B - 5 -<br>4    | 30.6メートル                  |                  |
| 係留施設C        | さん橋        | 第2酒田P B S護岸さん<br>橋      | C 4 ´ -<br>2    | 291.4メートル                 | - 3.0メートル        |
|              |            | 第2酒田P B S東さん橋           | - 3             | 31.5                      | - 3.0            |
|              |            | 第2酒田P B S西さん橋           | - 4             | 27.0                      | - 3.0            |
|              | 物揚場        | 第2酒田P B S物揚場<br>(A)     | C - 6 -<br>15   | 237.4メートル                 | - 3.0メートル        |
|              |            | 第2酒田P B S物揚場<br>(B)     | - 20            | 305.2<br>上下架クレーン 1基       | - 3.0            |
| 船舶役務用<br>施設I | 船舶保管施<br>設 | 第2酒田P B S船舶保管<br>施設     | I - 5 -<br>2    | 12,000平方メートル<br>けん引運搬車 1台 | プレジャーボ<br>ート 58隻 |

## 2 加茂港

## (1) 加茂地区の港湾施設

| 区分    | 港 湾 施 設 |     |                 |                           |            |
|-------|---------|-----|-----------------|---------------------------|------------|
|       | 種 類     | 名 称 | 位 置<br>(図面対照番号) | 数 量                       | 能 力        |
| 水域施設A | 航路      | 航路  | A - 1<br>- 1    | 幅員35~65メートル×<br>延長540メートル | - 10.0メートル |

|                |                   |                |              |                |              |        |
|----------------|-------------------|----------------|--------------|----------------|--------------|--------|
|                | 泊地                | 加茂泊地           | 2 - 1        | 19,310平方メートル   | - 4.5メートル    |        |
|                |                   | 小型泊地           | - 2          | 3,000          | - 2.0        |        |
|                |                   | 浜町泊地           | - 6          | 14,500         | - 4.5        |        |
| 外郭施設 B         | 防波堤               | 西内防波堤          | B - 1<br>- 1 | 55メートル         |              |        |
|                |                   | 東内防波堤          | - 2          | 69             |              |        |
|                |                   | 南防波堤( 1 )      | - 3          | 112            |              |        |
|                |                   | 南防波堤( 2 )      | - 4          | 254            |              |        |
|                |                   | 北防波堤           | - 5          | 195            |              |        |
|                |                   | 防波堤(南) ( 第 2 ) | - 13         | 156            |              |        |
|                |                   | 防波堤(南) ( 第 3 ) | - 16         | 212            |              |        |
|                |                   | 護岸             | 北防波護岸        | 5 - 2          | 259メートル      |        |
|                | 北防波護岸             |                | - 3          | 20             |              |        |
|                | 岸壁( - 4.5m ) 取付護岸 |                | - 5          | 25             |              |        |
|                | ( - 2.0m )物揚場取付護岸 |                | - 6          | 20             |              |        |
|                | 埋立護岸              |                | - 7          | 108            |              |        |
|                | 南防波護岸             |                | - 8          | 71.7           |              |        |
|                | 船揚場護岸             |                | - 9          | 91             |              |        |
|                | 浜町岸壁取付護岸          |                | - 21         | 59             |              |        |
|                | 道路護岸              |                | - 22         | 79             |              |        |
|                | 埋立護岸              |                | - 23         | 184            |              |        |
|                | 係留施設 C            |                | 岸壁           | 岸壁( - 4.5m ) A | C - 1<br>- 1 | 60メートル |
|                |                   | 岸壁( - 4.5m ) B |              | - 2            | 60           | - 4.5  |
| 岸壁( - 4.5m ) C |                   | - 3            |              | 60             | - 4.5        |        |

|          |        |            |              |                          |           |
|----------|--------|------------|--------------|--------------------------|-----------|
|          |        | 浜町岸壁       | - 4          | 120                      | - 4.5     |
|          |        | 岸壁(-4.5m)D | - 5          | 45                       | - 4.5     |
|          | 物揚場    | 物揚場        | 6 - 2        | 80メートル                   | - 2.0メートル |
|          |        | 小型物揚場      | - 3          | 89                       | - 2.0     |
|          | 船揚場    | 第1船揚場      | 7 - 1        | 52メートル                   | - 2.0メートル |
|          |        | 第2船揚場      | - 2          | 61                       | - 0.6     |
|          |        | 第3船揚場      | - 3          | 56                       | - 3.5     |
|          |        | 第4船揚場      | - 4          | 19                       | - 3.0     |
|          |        | 第5船揚場      | - 5          | 31                       | - 3.5     |
| 臨港交通施設D  | 道路     | 加茂岸壁3号線    | D - 1<br>- 1 | 車道幅員3.5~7.5メートル×延長28メートル |           |
|          |        | 加茂岸壁2号線    | - 2          | 5.5×32                   |           |
|          |        | 小型船だまり線    | - 3          | 52                       |           |
|          |        | 加茂岸壁1号線    | - 4          | 5.0~6.5×11.5             |           |
|          |        | 浜町岸壁線      | - 7          | 6.0×258                  |           |
| 保管施設H    | 野積場    | 浜町野積場      | H - 2<br>- 1 | 4,414平方メートル              |           |
| 船舶役務用施設I | 給水施設   | 浜町給水栓      | I - 1<br>- 2 | 2箇所                      |           |
| 港湾施設用地O  | 港湾施設用地 | 弁慶沢港湾施設用地  | O - 1        | 4,700平方メートル              |           |
|          |        | 加茂港湾施設用地   | - 2          | 2,830                    |           |

## (2) 金沢地区の港湾施設

| 区分    | 港 湾 施 設 |      |                |                          |           |
|-------|---------|------|----------------|--------------------------|-----------|
|       | 種類      | 名称   | 位置<br>(図面対照番号) | 数量                       | 能力        |
| 水域施設A | 航路      | 金沢航路 | A - 1<br>- 2   | 幅員20~45メートル×<br>延長86メートル | - 3.0メートル |

|          |     |           |              |                            |           |
|----------|-----|-----------|--------------|----------------------------|-----------|
|          | 泊地  | 金沢泊地      | 2 - 3        | 8,250平方メートル                | - 2.0メートル |
| 外郭施設 B   | 防波堤 | 金沢防波堤     | B - 1<br>- 6 | 59メートル                     |           |
|          |     | 防波堤(西)第1  | - 7          | 50                         |           |
|          |     | 防波堤(北)    | - 8          | 100                        |           |
|          |     | 防波堤(西)    | - 9          | 124                        |           |
|          |     | 防波堤(北)    | - 14         | 100                        |           |
|          | 防砂堤 | 金沢防砂堤     | 2 - 1        | 50メートル                     |           |
|          | 護岸  | 道路護岸(A)   | 5 - 10       | 17メートル                     |           |
|          |     | 道路護岸(B)   | - 11         | 39                         |           |
|          |     | 護岸(防波)(南) | - 12         | 78                         |           |
| 係留施設 C   | 物揚場 | 物揚場       | C - 6<br>- 4 | 70メートル                     | - 2.0メートル |
|          |     |           | 船揚場          | 7 - 6                      | 91メートル    |
|          | 船揚場 | 船揚場       | - 7          | 45                         | - 2.0     |
| 臨港交通施設 D | 道路  | 臨港道路      | D - 1<br>- 5 | 車道幅員6.0メートル×<br>延長67.8メートル |           |
| 港湾施設用地 O |     | 金沢港湾施設用地  | O - 3        | 580平方メートル                  |           |

## (3) 今泉地区の港湾施設

| 区 分    | 港 湾 施 設 |        |                 |                        |           |
|--------|---------|--------|-----------------|------------------------|-----------|
|        | 種 類     | 名 称    | 位 置<br>(図面対照番号) | 数 量                    | 能 力       |
| 水域施設 A | 航路      | 今泉航路   | A - 1<br>- 3    | 幅員20メートル×延長<br>210メートル | - 8.0メートル |
|        | 泊地      | 今泉泊地   | 2 - 4           | 4,800平方メートル            | - 2.0メートル |
|        |         | 今泉泊地   | 2 - 5           | 1,300                  | - 2.0     |
| 外郭施設 B | 防波堤     | 防波堤(A) | B - 1<br>- 10   | 60メートル                 |           |

|           |        |          |              |                           |           |
|-----------|--------|----------|--------------|---------------------------|-----------|
|           | 護岸     | 防波堤(B)   | - 11         | 110                       |           |
|           |        | 防波堤(C)   | - 12         | 65                        |           |
|           |        | 防波堤(D)   | - 15         | 85                        |           |
|           |        | 緑地護岸     | 5 - 17       | 159.4メートル                 |           |
|           |        | 護岸(防波)   | - 18         | 100                       |           |
|           |        | 船揚場護岸    | - 19         | 53                        |           |
| 係留施設C     | 物揚場    | 物揚場      | C - 6<br>- 8 | 90メートル                    | - 2.0メートル |
|           |        | 物揚場      | - 9          | 50                        | - 2.0     |
|           | 船揚場    | 船揚場      | 7 - 8        | 48メートル                    | - 1.7メートル |
|           |        | 船揚場      | - 9          | 45                        | - 2.0     |
| 臨港交通施設D   | 道路     | 臨港道路     | D - 1<br>- 6 | 車道幅員5.0~6.0メートル×延長111メートル |           |
| 港湾環境整備施設L | 緑地     | 加茂緑地     | L - 2<br>- 1 | 4,750平方メートル               |           |
| 港湾施設用地O   | 港湾施設用地 | 今泉港湾施設用地 | O - 4        | 500平方メートル                 |           |

3 鼠ヶ関港

(1) 鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設

| 区分    | 港 湾 施 設  |         |                |                    |           |
|-------|----------|---------|----------------|--------------------|-----------|
|       | 種類       | 名称      | 位置<br>(図面対照番号) | 数量                 | 能力        |
| 水域施設A | 航路       | 鼠ヶ関航路   | A - 1<br>- 1   | 幅員65メートル×延長270メートル | - 9.0メートル |
|       |          | 弁天島航路   | - 2            | 18×90              | - 5.0     |
|       | 泊地及び船だまり | 鼠ヶ関泊地   | 2 - 1          | 120,000平方メートル      | - 5.0メートル |
|       |          | 弁天島泊地   | - 2            | 16,220             | - 4.0     |
|       |          | 平佐浜第1泊地 | - 4            | 4,200              | - 2.0     |
|       |          | 平佐浜第2泊地 | - 5            | 2,400              | - 2.0     |

|        |              |                     |              |              |         |           |
|--------|--------------|---------------------|--------------|--------------|---------|-----------|
|        |              | 弁天島船だまり             | - 6          | 6,890        | - 2.0   |           |
|        |              | 平佐浜第3泊地             | - 8          | 500          | - 4.0   |           |
| 外郭施設B  | 防波堤          | 東防波堤                | B - 1<br>- 1 | 272メートル      |         |           |
|        |              | 西防波堤                | - 2          | 75           |         |           |
|        |              | 弁天島第1防波堤            | - 3          | 60           |         |           |
|        |              | 防波堤(西)              | - 6          | 617          |         |           |
|        | 防砂堤          | (鼠ヶ関川)防砂堤           | 2 - 1        | 62メートル       |         |           |
|        | 護岸           | 弁天島第2護岸             | 5 - 3        | 236メートル      |         |           |
|        |              | 弁天島第3護岸             | - 4          | 120          |         |           |
|        |              | 鼠ヶ関川左岸護岸            | - 5          | 150          |         |           |
|        |              | 鼠ヶ関川右岸護岸            | - 6          | 140          |         |           |
|        |              | 埋立護岸                | - 7          | 38           |         |           |
|        |              | 護岸(防波)              | - 8          | 45           |         |           |
|        |              | 平佐浜第1物揚場取付護岸        | - 9          | 20           |         |           |
|        |              | 平佐浜第2物揚場取付護岸        | - 10         | 40           |         |           |
|        |              | 平佐浜岸壁取付護岸           | - 11         | 30           |         |           |
|        |              | 鼠ヶ関第2物揚場(-4.0m)取付護岸 | - 12         | 18           |         |           |
|        |              | 道路護岸                | - 13         | 424          |         |           |
|        |              | 護岸(防波)(改良)          | - 15         | 40           |         |           |
|        | 鼠ヶ関第1物揚場取付護岸 | - 20                | 18           |              |         |           |
|        | 係留施設C        | 岸壁                  | 平佐浜岸壁        | C - 1<br>- 1 | 145メートル | - 5.0メートル |
|        |              |                     | 物揚場          | 弁天島物揚場       | 6 - 2   | 270メートル   |
| 弁天島物揚場 |              | - 3                 | 207          | - 4.0        |         |           |

|          |       |            |              |                           |               |
|----------|-------|------------|--------------|---------------------------|---------------|
|          |       | 平佐浜第1物揚場   | - 4          | 73                        | - 2.0         |
|          |       | 平佐浜第2物揚場   | - 5          | 40                        | - 2.0         |
|          |       | 鼠ヶ関第2物揚場   | - 6          | 161                       | - 4.0         |
|          |       | 鼠ヶ関第1物揚場   | - 7          | 113                       | - 2.5         |
|          |       | 鼠ヶ関第3物揚場   | - 8          | 25                        | - 2.0         |
|          | 船揚場   | 弁天島船揚場     | 7 - 1        | 182メートル                   | - 2.0メートル     |
|          |       | 平佐浜船揚場     | - 2          | 70                        | - 2.0 ~ - 4.0 |
| 臨港交通施設D  | 道路    | 弁天島道路      | D - 1<br>- 1 | 車道幅員6.5メートル×<br>延長934メートル |               |
|          |       | 平佐浜道路      | - 2          | 6.5×960                   |               |
|          |       | マリーナ道路     | - 3          | 6.0×632                   |               |
|          |       | 駅前通り線      | - 5          | 6.0×80                    |               |
|          |       | 鼠ヶ関物揚場道路   | - 6          | 6.0×130                   |               |
|          | 橋りょう  | 弁天橋        | 5 - 1        | 車道幅員6.0メートル×<br>延長75メートル  |               |
| 荷さばき地F   | 荷さばき地 | 平佐浜岸壁荷さばき場 | F - 4<br>- 1 | 5,343平方メートル               |               |
|          |       | 鼠ヶ関荷さばき場   | - 2          | 1,165                     |               |
| 保管施設H    | 野積場   | 平佐浜第1野積場   | H - 2<br>- 1 | 1,035平方メートル               |               |
|          |       | 平佐浜第2野積場   | - 2          | 420                       |               |
|          |       | 平佐浜第3野積場   | - 3          | 16,390                    |               |
|          |       | 弁天島第1野積場   | - 4          | 2,003                     |               |
|          |       | 弁天島第2野積場   | - 5          | 4,090                     |               |
|          |       | 平佐浜第4野積場   | - 7          | 23,857                    |               |
| 船舶役務用施設I | 給水施設  | 給水栓        | I - 1<br>- 1 | 2箇所                       |               |

|           |         |             |              |                     |  |
|-----------|---------|-------------|--------------|---------------------|--|
|           |         | 給水栓         | - 2          | 4箇所                 |  |
|           |         | 給水栓         | - 3          | 1箇所                 |  |
| 港湾環境整備施設L | 緑地      | 弁天島緑地       | L - 2<br>- 1 | 3,046平方メートル         |  |
| 港湾管理施設N   | 港湾管理事務所 | 鼠ヶ関港管理事務所   | N - 1<br>- 1 | 1棟<br>(59.50平方メートル) |  |
| 港湾施設用地O   | 港湾施設用地  | 弁天島第1港湾施設用地 | O - 1        | 2,200平方メートル         |  |
|           |         | 弁天島第2港湾施設用地 | - 2          | 1,220               |  |

## (2) 鼠ヶ関マリーナの港湾施設

| 区分    | 港 湾 施 設 |            |                |                           |           |
|-------|---------|------------|----------------|---------------------------|-----------|
|       | 種類      | 名称         | 位置<br>(図面対照番号) | 数量                        | 能力        |
| 水域施設A | 航路      | マリーナ航路泊地   | A 1 ´ -<br>1   | 幅員30~85メートル×<br>延長350メートル | - 3.0メートル |
|       | 泊地      | マリーナ泊地     | A 2 ´ -<br>1   | 5,260平方メートル               | - 2.0メートル |
|       |         | マリーナ泊地     | - 2            | 6,140                     | - 3.0     |
| 外郭施設B | 防波堤     | 防波堤(西)     | B 1 ´ -<br>1   | 260メートル                   |           |
|       |         | 防波堤(南)     | - 2            | 50                        |           |
|       |         | 防波堤(北)     | - 3            | 117.8                     |           |
|       | 護岸      | マリーナ護岸(防波) | B - 5<br>- 21  | 66.7メートル                  |           |
| 係留施設C | 物揚場     | マリーナ物揚場    | C - 6<br>- 9   | 50メートル                    | - 2.0メートル |
|       |         | マリーナ物揚場    | - 10           | 49メートル<br>上下架クレーン 1基      | - 3.0     |
|       | 船揚場     | マリーナ船揚場    | 7 - 3          | 35メートル<br>ウインチ 1基         | - 2.0メートル |
|       |         | マリーナ船揚場    | - 4            | 50                        | - 3.0     |
|       | さん橋     | メインさん橋     | C 4 ´ -<br>1   | 70メートル                    | - 2.0メートル |
|       |         | サブ第1さん橋    | - 2            | 54                        | - 2.0     |

|          |         |            |              |                                                  |                             |
|----------|---------|------------|--------------|--------------------------------------------------|-----------------------------|
|          |         | 南さん橋       | - 3          | 16                                               | - 2.0                       |
|          |         | 北さん橋       | - 4          | 24                                               | - 3.0                       |
|          |         | サブ第2さん橋    | - 5          | 30                                               | - 3.0                       |
|          |         | サブ第3さん橋    | - 6          | 30                                               | - 2.0                       |
|          |         | サブ第4さん橋    | - 7          | 30                                               | - 3.0                       |
|          | 浮さん橋    | 浮さん橋       | C 5' - 1     | 20メートル                                           | - 2.0メートル                   |
|          |         | 浮さん橋       | - 2          | 30                                               | - 3.0                       |
|          |         | 浮さん橋       | - 3          | 20                                               | - 3.0                       |
|          |         | 浮さん橋       | - 4          | 30                                               | - 3.0                       |
| 臨港交通施設D  | 道路      | マリーナ取付道路   | D - 1<br>- 4 | 車道幅員6.0メートル×<br>延長40メートル                         |                             |
| 船舶役務用施設I | 船舶保管施設  | マリーナ船舶保管施設 | I - 5<br>- 1 | 10,644平方メートル<br>給水施設 36基<br>給電施設 8基<br>けん引運搬車 2台 | ヨット・モーターボート 199隻<br>普通車 35台 |
| 港湾管理施設N  | 港湾管理事務所 | マリーナ管理事務所  | N - 1<br>- 2 | 1棟(938.31平方メートル)<br>敷地(2,641平方メートル)              |                             |

## 山形県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|--------------------|---|------|------------------|-------------|
| 山形市大字漆山字月山堂807番7から |   | 旧    | 210.0メートル        | メートル<br>750 |
| 同 字大塚2147番1まで      |   |      | 28.0             |             |
| 同                  | 上 | 新    | 95.0メートル<br>28.0 | 同 上         |

## 山形県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|------------------|---|------|------------------|-------------|
| 上山市相生字松田畑409番2から |   | 旧    | 11.0メートル         | メートル<br>551 |
| 同 字屋敷50番まで       |   |      | 7.5              |             |
| 同                | 上 | 新    | 20.0メートル<br>11.0 | 同 上         |

## 山形県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|--------------------|---|------|------------------|------------|
| 山形市大字松原字小川田733番2から |   | 旧    | 230.0メートル        | メートル<br>77 |
| 同 741番2まで          |   |      | 30.3             |            |
| 同                  | 上 | 新    | 60.0メートル<br>30.3 | 同 上        |

山形県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長         |
|-----------------------------------|---|------|------------------------|------------|
| 山形市大字谷柏元下谷柏字台460番1から<br>同 347番1まで |   | 旧    | 145.0メートル<br>と<br>34.0 | メートル<br>38 |
| 同                                 | 上 | 新    | 90.0メートル<br>と<br>34.0  | 同上         |

山形県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長            |
|---------------------------------------|---|------|-----------------------|---------------|
| 山形市大字下東山字長畑1323番1から<br>同 字永沢4304番6まで  |   | 旧    | 44.0メートル<br>と<br>4.0  | メートル<br>1,912 |
| 同                                     | 上 |      | 46.0メートル<br>と<br>5.0  | メートル<br>2,166 |
| 山形市大字下東山字下河原1244番1から<br>同 字永沢4304番6まで |   | 新    | 46.0メートル<br>と<br>10.5 | メートル<br>2,040 |

山形県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王成沢長谷堂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|---------------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 山形市蔵王成沢字向久保2200番 4 から<br>同 大字松原字東谷地15番21まで  | 旧    | 54.0 メートル<br>↓<br>6.0  | メートル<br>687 |
| 山形市大字松原字東谷地15番11から<br>同 大字松原字谷地801番 3 まで    |      | 10.0 メートル<br>↓<br>7.2  | メートル<br>263 |
| 山形市蔵王成沢字向久保2200番 4 から<br>同 大字松原字谷地800番 5 まで |      | 78.0 メートル<br>↓<br>16.0 | メートル<br>843 |
| 同 上                                         | 新    | 54.5 メートル<br>↓<br>16.0 | メートル<br>843 |

山形県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中野長町線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|---------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 山形市服部103番 1 から<br>同 檀野前36番 1 まで | 旧    | 14.5 メートル<br>↓<br>13.0 | メートル<br>372 |
| 同 上                             |      | 80.0 メートル<br>↓<br>17.5 | メートル<br>424 |
| 山形市服部103番 1 から<br>同 檀野前42番まで    | 新    | 14.5 メートル<br>↓<br>14.0 | メートル<br>117 |
| 山形市服部103番 1 から<br>同 檀野前36番 1 まで |      | 80.0 メートル<br>↓<br>17.5 | メートル<br>424 |

山形県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市相生字松田畑409番 2 から  
同 字屋敷50番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3月30日

山形県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 中野長町線
- 2 供用開始の区間 山形市服部2番4から  
同 102番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月30日

山形県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 荻袋正蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-------------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 尾花沢市大字荻袋字家裏981番10から<br>同 大字牛房野字上ノ田2774番まで | 旧    | 38.1メートル<br>18.2 | メートル<br>238 |
| 同 上                                       | 新    | 29.5メートル<br>16.5 | メートル<br>235 |

山形県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|----------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 尾花沢市大字押切字榎原912番1から<br>同 大字押切字押切241番1まで | 旧    | 17.0メートル<br>7.5  | メートル<br>577 |
| 同 上                                    |      | 30.0メートル<br>11.0 | メートル<br>567 |
| 同 上                                    | 新    | 30.0メートル<br>11.0 | 同 上         |

山形県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成19年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 鶴子尾花沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市新町三丁目3287番9から  
同 4842番1まで

## 3 供用開始の期日 平成19年 3月30日

## 山形県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長           |
|---------------------------------------|------|-------------------|---------------|
| 新庄市十日町字上山崎前9579番から<br>同 字早坂2564番 6 まで | 旧    | 68.2 メートル<br>13.0 | 1,039<br>メートル |
| 同 上                                   | 新    | 66.6 メートル<br>13.0 | 同 上           |

## 山形県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字中沢32番 3 から  
同 字稲村5029番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3月30日

## 山形県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町富田字富田144番から  
同 字根渡1265番 7 まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3月30日

## 山形県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年 3月30日から同年 4月12日まで縦覧に供する。

平成19年 3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路 線 名 藤島由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-------------------------------|------|------------------|-------------|
| 鶴岡市由良一丁目1番7から<br>同 1番11まで     | 旧    | 19.4メートル<br>4.8  | メートル<br>65  |
| 鶴岡市由良一丁目1番7から<br>同 字由良沢32番1まで | 新    | 29.0メートル<br>10.2 | メートル<br>301 |

## 山形県告示第321号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、浸水想定区域を次のとおり指定した。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 村山総合支庁本庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系前川           | 次の図のとおり               |
| 最上川水系馬見ヶ崎川        | 〃                     |
| 最上川水系乱川           | 〃                     |
| 最上川水系倉津川          | 〃                     |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 村山総合支庁西庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系寒河江川         | 次の図のとおり               |
| 最上川水系月布川          | 〃                     |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

## 3 村山総合支庁北庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系白水川          | 次の図のとおり               |
| 最上川水系村山野川         | 〃                     |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

## 4 最上総合支庁管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系最上小国川        | 次の図のとおり               |
| 最上川水系指首野川         | 〃                     |
| 最上川水系升形川          | 〃                     |
| 最上川水系泉田川          | 〃                     |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

## 5 置賜総合支庁本庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系吉野川          | 次の図のとおり               |
| 最上川水系屋代川          | 〃                     |
| 最上川水系最上川          | 〃                     |
| 最上川水系羽黒川          | 〃                     |
| 最上川水系堀立川          | 〃                     |
| 最上川水系犬川           | 〃                     |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

## 6 置賜総合支庁西庁舎管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系置賜白川         | 次の図のとおり               |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

## 7 庄内総合支庁管内

| 浸水想定区域の指定に係る河川の名称 | 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 |
|-------------------|-----------------------|
| 最上川水系立谷沢川         | 次の図のとおり               |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第322号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 (1) 区域の名称 市ノ沢(2)

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村  | 大字 | 字   | 地番      | 標柱番号     |
|-----|-----|----|-----|---------|----------|
| 最上郡 | 最上町 | 満沢 | 中村  | 348-2地先 | 1号       |
|     |     |    | 市ノ沢 | 994-1   | 2号から4号まで |
|     |     |    |     | 992-1   | 5号       |
|     |     |    | 中村  | 335-4   | 6号       |

## 2 (1) 区域の名称 富沢

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村  | 大字 | 字   | 地番      | 標柱番号   |
|-----|-----|----|-----|---------|--------|
| 最上郡 | 最上町 | 富沢 | 二ツ檀 | 940     | 1号     |
|     |     |    |     | 2327-15 | 2号     |
|     |     |    |     | 2327-13 | 3号     |
|     |     |    |     | 951-3   | 4号     |
|     |     |    |     | 940     | 5号及び6号 |

## 3 (1) 区域の名称 野崎

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村   | 大字 | 字  | 地番       | 標柱番号   |
|-----|------|----|----|----------|--------|
| 最上郡 | 真室川町 | 大沢 | 野崎 | 1410-1地先 | 1号     |
|     |      |    | 岩麓 | 1353-1   | 2号及び3号 |

|  |  |  |  |            |          |
|--|--|--|--|------------|----------|
|  |  |  |  | 1353       | 4号       |
|  |  |  |  | 1351 - 1   | 5号       |
|  |  |  |  | 1344       | 6号       |
|  |  |  |  | 1343       | 7号       |
|  |  |  |  | 4658 - 1   | 8号       |
|  |  |  |  | 1494 - 6   | 9号       |
|  |  |  |  | 1328 - 2   | 10号      |
|  |  |  |  | 1330 - 1   | 11号及び13号 |
|  |  |  |  | 1330 - 4   | 12号      |
|  |  |  |  | 1411 - 1地先 | 14号      |

## 4 (1) 区域の名称 肘折(2)

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村  | 大字 | 字  | 地番         | 標柱番号 |
|-----|-----|----|----|------------|------|
| 最上郡 | 大蔵村 | 南山 | 和合 | 670 - 3    | 1号   |
|     |     |    |    | 672 - 10   | 2号   |
|     |     |    |    | 672 - 52   | 3号   |
|     |     |    |    | 672 - 51地先 | 4号   |
|     |     |    |    | 672 - 49地先 | 5号   |
|     |     |    |    | 671 - 3地先  | 6号   |
|     |     |    |    | 671 - 18   | 7号   |
|     |     |    |    | 671 - 23   | 8号   |
|     |     |    |    | 670        | 9号   |

## 山形県告示第323号

次の開発行為は、完了した。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 許可番号

平成19年3月2日 指令置総建第38号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南陽市二色根字大巻133番の一部、136番1の一部、136番2の一部、137番1の一部、140番1、142番1、143番、144番、145番、146番、147番、148番、149番2、149番3、149番4、137番1先、140番1先

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東京都千代田区一番町22番地2

株式会社 大成商事

代表取締役 高橋 明

## 山形県告示第324号

昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日以後に締結する契約から適用する。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第8項並びに第47条第2項及び第4項中「年8.25パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第49条の2第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 乙が独占禁止法第7条の2第1項ただし書の規定による命令を受けなかつたと認められるとき。

(2)の3 乙が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。

第49条の2に次の1項を加える。

2 乙は、この契約に関して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

第50条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第52条第3項中「第49条の2」を「第49条の2第1項」に、「年8.25パーセント」を「年3.4パーセント」に改め、同条第8項中「第49条の2」を「第49条の2第1項」に改める。

第52条の2の見出しを「(談合等に係る違約金)」に改め、同条第1項中「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に、「賠償金」を「違約金」に、「10分の1」を「10分の2」に改め、同条第2項中「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に改め、同条第3項及び第4項中「賠償金」を「違約金」に改める。

第54条中「年8.25パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「1日につき」を「に應じ、」に、「の千分の1に相当する」を「に年3.4パーセントの割合で計算した額の」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第1条中「約款」を「約款(契約書を含む。以下同じ。)」に改める。

第2条に次の1項を加える。

7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

第6条中「又は、」を「又は」に改め、「又は契約単価」を削る。

第7条中「第8条第2項」を「次条第2項」に、「で、甲乙双方の責に帰することのできないものは、すべて乙の負担とする」を「は、乙がその費用を負担する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

第8条第4項中「、甲から交換を求められたとき」を削る。

第9条第1項中「かかる」を「係る」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第2項中「支払うものとする」を「支払わなければならない」に改める。

第10条第1項中「甲は、その」を「乙は、甲の」に、「に規定する支払期間内に契約金額等を支払うことができないときは、乙に対し、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延利息を支払うものとする」を「の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第13条第1項中「1日につき」を「に応じ、」に、「の千分の1に相当する」を「に年3.4パーセントの割合で計算した額の」に改める。

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「契約金額」を「契約金額（単価契約の場合は、契約単価に購入予定数量を乗じて得た金額）」に改める。

第3 物件購入契約約款の次に次のように加える。

#### 第4 印刷物製造請負契約約款

（総則）

第1条 山形県知事又はその委任を受けた者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、印刷物製造請負契約書（別記様式第1号又は別記様式第2号）記載の印刷物（以下「印刷物」という。）の製造（以下「製造」という。）に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書及び見本（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、印刷物を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に、製造し、及び甲に納入するものとし、甲は、その契約金額又は単価契約に係る納入印刷物の代金（以下「契約金額等」という。）を支払うものとする。

3 契約金額には、こん包に要する経費及び運賃を含むものとする。

4 甲又は乙の都合により、印刷物を分割して納入する必要がある場合は、甲、乙協議して定める。

5 単価契約に係る製造数量は、契約期間中における甲の需要量とし、甲は必要のつど別途発注するものとする。

6 甲は、製造に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従わなければならない。

7 乙は、契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合、前項の指示があつた場合又は甲、乙協議した場合を除き、製造を行うために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。

8 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（請求等の方法）

第2条 この約款に定める請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、口頭で行った請求等の内容を書面に記載し、すみやかにこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この約款の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金の納付を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が契約の履行を完了したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。この場合には、利息は、付さない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 乙は、製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（著作権の譲渡等）

第6条 乙は、印刷物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」

という。)に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の納入時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、印刷物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該印刷物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、印刷物が著作物に該当する場合は、乙が承諾したときに限り、乙が当該著作物に表示した著作者名を省略することができる。

4 乙は、印刷物(製造を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合は、当該印刷物を使用し、若しくは複製し、又は当該印刷物の内容を公表することができる。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となつている製造方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(条件変更等)

第8条 乙は、製造に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書等と仕様に関する説明が一致しないこと。

(2) 仕様書等に誤びゆう又は脱漏があること。

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 仕様書等で明示されていない条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。

3 甲は、前項の規定により調査を行つたときは、調査の結果を取りまとめ、すみやかにその結果を乙に通知しなければならない。

4 甲は、前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(契約の変更)

第9条 甲は、約定した規格、数量、納入期限、納入場所、前条第4項の規定により訂正又は変更を行つた仕様その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、契約内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは契約金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の規定により契約内容を変更するときは、甲及び乙は、遅滞なく印刷物製造請負契約変更書(別記様式第3号)を作成するものとする。

(予期することができない異常発生の場合の変更)

第10条 甲又は乙は、この契約の締結後納入期限までに又は契約期間内に契約締結のときに予期することができない異常な理由の発生等により、契約金額が著しく不相当となつたときは、契約内容の変更を求めることができる。この場合は、甲、乙協議して定める。

(危険負担)

第11条 印刷物について、次条第2項に規定する検査に合格するまでに生じた損害は、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(検査及び所有権の移転)

第12条 乙は、印刷物を完納したとき、又は第1条第4項の規定による分割納入をしたときは、物件納入通知書(別記様式第4号)によりその旨を甲に通知しなければならない。ただし、単価契約に係る印刷物については、納品書等をもつて物件納入通知書に代えることができる。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に印刷物の検査を行うものとする。この検査をする場合は、乙又はその代理人が立ち会わなければならない。

3 印刷物の所有権は、前項の検査に合格したときをもつて、乙から甲に移転するものとする。

4 乙は、第2項の検査に合格しない印刷物については、すみやかに、これを引き取り、これに代わる印刷物を納入しなければならない。

5 第2項の検査のため印刷物に生じた変質、変形、消耗、き損等の損失は、乙が負担しなければならない。

(代金の支払)

第13条 乙は、印刷物を完納し、当該印刷物が前条第2項に規定する検査に合格したときは、契約金額等を請求す

ることができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額等を支払わなければならない。  
(遅延利息)

第14条 乙は、甲の責に帰する理由により前条第2項の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、その責に帰する理由により第12条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を前条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したもののみとし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

(部分払)

第15条 乙は、第1条第4項の規定による分割納入に係る印刷物が第12条第2項に規定する検査に合格したときは、当該分割納入に係る印刷物の代金相当額の請求を行うことができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、その支払については、第13条第2項の規定を準用する。  
(かし担保)

第16条 甲は、印刷物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第12条第3項の規定により所有権が移転した日から1年以内に行わなければならない。

- 3 甲は、印刷物の納入の際にかしがあることを知つたときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知つていたときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

第17条 甲は、乙がその責に帰する理由により納入期限までに印刷物を納入することができないときは、乙の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額等(既納部分がある場合にあつては、契約金額等から当該既納部分の代金相当額を控除した額)に年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、甲が第12条第2項に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。

- 2 乙は、印刷物の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに印刷物を納入することができないときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲、乙協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限までに印刷物を納入しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの約款の規定に違反したとき。
- (3) 乙が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (4) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

- 2 前項第1号から第3号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合は、乙は、甲に対し、解除違約金として契約金額(単価契約の場合にあつては、契約単価に製造予定数量を乗じて得た金額)の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、甲の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額を超えるとときは、乙は、その不足額を甲に納付しなければならない。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

- 4 第1項の規定による契約解除の効果は、第1条第4項の規定による分割納入に係る印刷物については及ばないものとする。ただし、第2項に規定する契約保証金又は解約違約金については、この限りでない。

- 5 甲は、第1項第4号の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲、乙協議して定める。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により契約内容を変更したため、契約金額等が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によつて契約の履行が不可能となつたとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(納入済印刷物の取扱い)

第20条 前2条の規定により契約が解除された場合において、既に納入された印刷物があるときの取扱いについては、甲、乙協議して定めるものとする。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第21条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙が独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分の一部を取り消す審決を除く。）を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかつたとき。

(4) 乙が前号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(5) 乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（単価契約の場合にあつては、製造予定数量又は製造実績数量のいずれか多い方に契約単価を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 この契約の履行の完了後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第22条 乙が、この契約に基づく賠償金又は損害金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額等支払の日まで年3.4パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額等とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(約款外の事項)

第23条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

別記

様式第 1 号 (印刷物製造請負契約書)

| 印刷物製造請負契約書                                                                                                                                                                         |                                         |            |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------|---|
|                                                                                                                                                                                    |                                         | 年 月 日      |   |
| 発注者<br>請負者                                                                                                                                                                         | 山形県知事 (公所長)<br>住所又は所在地<br>氏名又は名称及び代表者氏名 | 印<br><br>印 |   |
| <p>山形県知事 (公所長) を甲とし、請負者 を乙として、山形県財務規則及び別紙印刷物製造請負契約約款に定める諸条項を遵守し、下記の印刷物の製造について、請負契約を締結する。なお、本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> |                                         |            |   |
| 印 刷 物 名                                                                                                                                                                            |                                         |            |   |
| 仕 様 書 及 び 見 本                                                                                                                                                                      |                                         |            |   |
| 数 量                                                                                                                                                                                |                                         |            |   |
| 規 格                                                                                                                                                                                |                                         |            |   |
| 契 約 金 額                                                                                                                                                                            | ¥                                       |            |   |
| 納 入 期 限                                                                                                                                                                            | 年 月 日                                   | 契 約 保 証 金  | ¥ |
| 納 入 場 所                                                                                                                                                                            |                                         |            |   |
| 摘 要                                                                                                                                                                                |                                         |            |   |

## 様式第2号（印刷物製造請負単価契約書）

| 印刷物製造請負単価契約書                                                                                                                           |         |                          |     |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------|-----|---|
| 年 月 日                                                                                                                                  |         |                          |     |   |
| 発注者                                                                                                                                    |         | 山形県知事（公所長）               |     | 印 |
| 請負者                                                                                                                                    |         | 住所又は所在地<br>氏名又は名称及び代表者氏名 |     | 印 |
| <p>山形県知事（公所長）を甲とし、請負者を乙として、山形県財務規則及び別紙印刷物製造請負契約約款に定める諸条項を遵守し、下記の印刷物の製造について、請負契約を締結する。なお、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。</p> |         |                          |     |   |
| 記                                                                                                                                      |         |                          |     |   |
| 印刷物名                                                                                                                                   |         |                          |     |   |
| 仕様書及び見本                                                                                                                                |         |                          |     |   |
| 規格                                                                                                                                     |         |                          |     |   |
| 契約単価                                                                                                                                   | 単 位     |                          | 単 価 | ¥ |
| 契約期間                                                                                                                                   | 年 月 日から |                          |     |   |
|                                                                                                                                        | 年 月 日まで |                          |     |   |
| 契約保証金                                                                                                                                  | ¥       |                          |     |   |
| 納入場所                                                                                                                                   |         |                          |     |   |
| 代金支払の方法                                                                                                                                |         |                          |     |   |
| 摘要                                                                                                                                     |         |                          |     |   |

様式第3号（印刷物製造請負契約変更書）

| 印刷物製造請負契約変更書                                                                         |        |                                        |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------|---|
| 年 月 日                                                                                |        |                                        |   |
| 発注者<br>請負者                                                                           |        | 山形県知事（公所長）<br>住所又は所在地<br>氏名又は名称及び代表者氏名 |   |
|                                                                                      |        | 印<br>印                                 |   |
| 印刷物製造請負について 年 月 日に締結した契約の内容を下記のとおり変更する。なお、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 |        |                                        |   |
| 記                                                                                    |        |                                        |   |
| 印刷物名                                                                                 |        |                                        |   |
| 変更前の契約金額<br>に対する増減額                                                                  | 増減額    | 数 量                                    |   |
|                                                                                      |        | 金 額                                    | ¥ |
| 仕様書及び見本                                                                              | 別添のとおり |                                        |   |
| 規 格                                                                                  |        |                                        |   |
| 納 入 期 限                                                                              | 年 月 日  |                                        |   |
| 納 入 場 所                                                                              |        |                                        |   |
| 摘 要                                                                                  |        |                                        |   |

備考1 「変更前の契約金額に対する増減額」の欄の「増額減額」は、該当するものを で囲むこと。  
 2 減額の場合は、金額を朱書すること。

## 様式第4号（物件納入通知書）

| 物 件 納 入 通 知 書                                                                                                                                                                                                                         |        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県知事（公所長）殿</p> <p style="text-align: center;">請負者 住所又は所在地<br/>氏名又は名称及び代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記の印刷物を完納（分割納品）したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> |        |
| 印 刷 物 名                                                                                                                                                                                                                               |        |
| 数 量                                                                                                                                                                                                                                   |        |
| 規 格                                                                                                                                                                                                                                   |        |
| 契 約 金 額                                                                                                                                                                                                                               | ¥      |
| 納 入 期 限                                                                                                                                                                                                                               | 年 月 日  |
| 納 入 場 所                                                                                                                                                                                                                               |        |
| 納 入 期 日                                                                                                                                                                                                                               | 年 月 日  |
| 検 査 年 月 日                                                                                                                                                                                                                             | 年 月 日  |
| 検 査 職 員（者）                                                                                                                                                                                                                            | 職 氏名 印 |
| 摘 要                                                                                                                                                                                                                                   |        |

備考1 本書は、正副2通提出すること。

2 印の付いている欄は、記入しないこと。

3 甲は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を、乙に交付するものとする。

## 議 会 関 係

### 告 示

#### 山形県議会告示第4号

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3月30日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

山形県議会情報公開条例施行規程(平成12年 9月県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「及び情報を用紙に出力したものの写し」を「(山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第2条第3号に規定する規則で定める記録媒体を複写し、又は用紙に出力したものの若しくはその写しを含む。)」に改め、同条第6項中「単色により、」を削る。

別記様式第1号中「印」を削り、

|                      |                         |   |
|----------------------|-------------------------|---|
| 希 望 す る<br>開 示 の 方 法 | 1 閲覧                    | を |
|                      | 2 写しの交付(郵送による写しの交付希望 有) |   |
|                      | 3 視聴                    |   |

|                      |                                                                                                                            |           |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 希 望 す る<br>開 示 の 方 法 | 1 文書、図画、写真又はフィルムの場合<br>閲覧<br>写しの交付(郵送による交付の希望 有)                                                                           | に改め、同様式の注 |
|                      | 2 電磁的記録の場合<br>閲覧又は視聴<br>用紙に出力したものの交付(郵送による交付の希望 有)<br>複製物の交付(郵送による交付の希望 有)<br>技術的事情等により希望した方法による開示を実施することが<br>できない場合があります。 |           |

書中第1項を削り、第2項から第4項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 関 係

### 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

#### 山形県教育委員会規則第5号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和30年 4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表第1項区分の欄中「若しくは」を「又は」に、「又は特殊教科」を「若しくは特別支援学校の自立教科の教員」に、「授与」を「授与の出願又は特別支援学校の教員の普通免許状への新教育領域の追加」に改め、同項根拠規定の欄中「・免許法第5条第1項(別表第1から別表第2の2まで)」を

「・免許法第5条第1項(別表第1から別表第2の2まで)に改め、同項提出すべき書類の欄中「若しくは修士」  
・免許法第5条の2第3項

を「・修士若しくは短期大学士」に改め、同表第3項区分の欄中「特殊教科」を「特別支援学校の自立教科の教員」に改め、同表第4項根拠規定の欄中「第18条」を「第18条第1項及び第2項」に改め、同表第7項区分の欄中「の出願」を「又は特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加の出願」に改め、同項根拠規定の欄中

「・免許法第5条第5項」を「・免許法第5条第5項  
・免許法第5条の2第3項」に改める。

第5条第2項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に、「、盲学校及び聾学校の特殊教科」を「及び特別支援学校の自立教科」に改める。

第8条中「第65条」を「第65条各号」に、「盲学校又は聾学校の特殊教科助教諭免許状」を「特別支援学校自立教科助教諭の免許状」に改める。

第9条中「準学士」を「短期大学士の学位又は準学士」に、「一に」を「いずれかに」に、「みとめた」を「認めた」に改める。

第14条及び第15条を次のように改める。

(授与証明書の交付)

第14条 教育職員の免許状を授与された者であることを証する書面の交付を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明書交付願(別記様式第21号)を提出しなければならない。

第15条 削除

別記様式第1号中「の授与」を「の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を」に、

「2教科」を「2教科  
3 特別支援教育領域」に改め、同様式の注書中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。

別記様式第2号中「教科」を「教科又は特別支援教育領域」に改める。

別記様式第3号の注書第1項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「部科」を「の部科及び担当した特別支援教育領域」に改める。

別記様式第5号中「の授与」を「の授与又は教育職員免許状への新教育領域の追加を」に、

「2教科」を「2教科  
3 特別支援教育領域」に改め、同様式の注書中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特別支援教育領域の項には、特別支援学校の教員の免許状の授与又は免許状への新教育領域の追加を出願しようとする者のみ、免許法第2条第4項に規定する特別支援教育領域を記入すること。

別記様式第14号及び別記様式第15号中「教科」を

「

|          |  |
|----------|--|
| 教科       |  |
| 特別支援教育領域 |  |

」に改める。

別記様式第20号(表面)中「教科に」を「教科又は特別支援教育領域に」に、「特殊教科」を「自立教科」に改め、同様式の注意事項第1項中「盲学校、聾学校特殊教科等」を「特別支援学校自立教科等」に改める。

別記様式第20号の2の次に次の1の様式を加える。

様式第21号

教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

山形県教育委員会 殿

県証紙はり付け欄

本 籍 地  
 現 住 所  
 ( 電 話 番 号 )  
 ふ り が な  
 氏 名 印  
 年 月 日生 ( 男 ・ 女 )

下記の教育職員免許状に係る授与証明書を交付されるよう出願します。

記

| 免 許 状 の 種 類 | 教 科 又 は 特 別 支 援 教 育 領 域 | 授 与 当 時 の 本 籍 地 名 及 び 氏 名 | 番 号 | 授 与 年 月 日 |
|-------------|-------------------------|---------------------------|-----|-----------|
|             |                         |                           |     | 年 月 日     |
|             |                         |                           |     | 年 月 日     |
|             |                         |                           |     | 年 月 日     |
|             |                         |                           |     | 年 月 日     |

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の表第 1 項提出すべき書類の欄及び第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
 委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会細則第 6 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則 ( 昭和32年 5月県教育委員会規則第 4 号 ) の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「盲聾者」を「視覚障害者等」に改め、同条中「盲者及び聾者」を「視覚障害者等」に改める。  
 別記様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号

年 月 日

山形県教育委員会 殿

市町村教育委員会 印

特別支援学校に入学すべき児童(生徒)の氏名通知書

下記のとおり通知します。

記

| 性 別 | 障害の種 別 | 児 童 ( 生 徒 ) 氏 名<br>生 年 月 日 | 現 住 所 | 保 護 者 |     | 備 考 |
|-----|--------|----------------------------|-------|-------|-----|-----|
|     |        |                            |       | 氏 名   | 続 柄 |     |
|     |        |                            |       |       |     |     |
|     |        |                            |       |       |     |     |

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第7号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則(昭和33年 4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「県立盲学校、県立聾学校及び県立養護学校」を「県立の特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第8号

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則

山形県教育委員会職員被服貸与規程(昭和38年 5月県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表県立学校の項備考の欄中「養護学校職員及び盲・ろう学校」を「知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校の職員及び視覚障害者又は聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第9号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和40年 4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表その他の項第13号事由の欄中「若しくは結核予防法（昭和26年法律第96号）」を削る。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第10号

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県体育施設条例施行規則（昭和41年 7月県教育委員会規則第 5号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「毎週月曜日」を「毎月の第 3 月曜日（山形県あかねヶ丘陸上競技場にあつては、月曜日）」に改める。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、日曜日にあつては、午前 9 時から午後 5 時までとする。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第11号

山形県障がい児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

山形県障がい児就学指導委員会規則（昭和49年12月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第75条第 1 項各号及び第 2 項」を「第75条第 2 項各号及び第 3 項」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第 2 条第 1 号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「第71条の 2」を「第71条の 4」に、「心身の故障」を「障害」に、「第75条第 1 項各号」を「第75条第 2 項各号」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第12号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年 7月県教育委員会規則第 7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「山形県立村山農業高等学校」を 「山形県立村山農業高等学校  
山形県立新庄北高等学校最上校」に、

「山形県立長井高等学校  
山形県立荒砥高等学校」を 「山形県立荒砥高等学校」に、

「山形県立酒田東高等学校」を「山形県立山添高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会規則第13号

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則（平成15年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第31条第2項中「起案の内容が軽易と認められるものにあつては、番号を省略し、号外」を「次の各号に掲げる文書は、当該各号に定める方法」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 辞令、賞状、契約書その他これらに類する文書 記号及び番号を省略する方法
- (2) 施行文書でその内容が軽易と認められるもの 番号を省略し、号外とする方法

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中  
県立学校その他の教育機関  
市町村教育委員会

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程（昭和48年3月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に、「県立養護学校に勤務する教職員」を「県立の特別支援学校に勤務する教職員（重度の又は重複する障がい（学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の4に規定する障害をいう。）のため、通学して教育を受けることが著しく困難な児童及び生徒を訪問して行う教育の業務に従事する教職員に限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第3号

県 立 学 校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第4号

平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

「**県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部並びに高等養護学校入学者選考**」を「**県立特別支援学校高等部入学者選考**」に、「**県立盲学校、聾学校、養護学校及び高等養護学校**」を「**県立の特別支援学校**」に、「**受検した県立高等学校**」を「**受検した県立の高等学校**」に改める。

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第4号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「**一般国道7号 鶴岡市三瀬字横町381番102から飽海郡遊佐町吹浦字三崎1番まで**」を

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 一般国道7号 | 鶴岡市本田字富家田89番から酒田市広野字興屋240番まで |
|--------|------------------------------|

|        |                                  |    |
|--------|----------------------------------|----|
| 一般国道7号 | 鶴岡市三瀬字横町381番102から飽海郡遊佐町吹浦字三崎1番まで | に、 |
|--------|----------------------------------|----|

|          |                                        |   |
|----------|----------------------------------------|---|
| 一般国道13号  | 米沢市大字板谷字鎌沢529番14から新庄市大字鳥越字玉ノ木935番5まで   | を |
| 一般国道47号  | 新庄市大字鳥越字玉ノ木935番5から酒田市落野目字広野10番5まで      |   |
| 一般国道113号 | 西置賜郡小国町大字玉川字時巢沢993番2から長井市今泉字山田1824番2まで |   |

|          |                                             |   |
|----------|---------------------------------------------|---|
| 一般国道13号  | 米沢市大字板谷字鎌沢529番14から最上郡真室川町大字及位秋田県境まで         | に |
| 一般国道13号  | 東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1607番から南陽市赤湯字夷平2393番2まで       |   |
| 一般国道13号  | 上山市金瓶字原222番から上山市金瓶字原309番まで                  |   |
| 一般国道13号  | 尾花沢市大字野黒沢字下野黒沢681番2から新庄市大字鳥越字本宮後1060番1まで    |   |
| 一般国道13号  | 尾花沢市大字芦沢字ヲミ原1213番地9から尾花沢市大字芦沢字ヲミ原1190番地10まで |   |
| 一般国道13号  | 米沢市窪田町小瀬字大明神573番1から東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1600番1まで   |   |
| 一般国道47号  | 最上郡最上町大字堺田宮城県境から酒田市落野目字広野10番5まで             |   |
| 一般国道47号  | 新庄市大字鳥越字本宮後1407番1から新庄市大字福田字福田山774番6まで       |   |
| 一般国道112号 | 山形市蔵王飯田四丁目441番5から山形市鉄砲町三丁目4番26まで            |   |
| 一般国道112号 | 山形市下条町二丁目5番3から鶴岡市文下字広野20番1まで                |   |
| 一般国道113号 | 西置賜郡小国町大字玉川字時巢沢993番2から南陽市櫛塚字石法花1849番6まで     |   |
| 一般国道113号 | 南陽市鍋田字前田壱1801番3から東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1649番まで      |   |

改め、同表一般国道287号の項中「東根市大字野田字七クボ658番1」を「東根市大字羽入字西野1019番1」に改め、同表中

|           |                                       |    |
|-----------|---------------------------------------|----|
| 一般県道大森中野線 | 山形市大字十文字字大原892番2から山形市大字漆山字伊達城4323番1まで | を  |
| 一般県道大森中野線 | 山形市大字十文字字大原892番2から山形市大字漆山字伊達城4323番1まで | に改 |
| 一般県道鶴岡広野線 | 鶴岡市文下字広野37番1から酒田市広野字福岡726番2まで         |    |

める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第44号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

- 「 〃 酒田市港南学区コミュニティ防災センター」を
- 「 〃 酒田市港南学区コミュニティ防災センター 〃 まつやま会館 に改める。」

**内水面漁場管理委員会関係**

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成19年3月30日

山形県内水面漁場管理委員会  
会長 設楽 作 巳

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定められた水域（水面に設置した工作物等により、コイのそ上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

**企業局関係**

規 程

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、特殊業務手当」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第2項第1号八中「水圧管充水の水車ケーシング及び」を「水圧管充水時の水車ケーシング又は」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 二級の作業に該当するもの

- イ 傾斜30度以上の場所における作業
- ロ 崩壊又は落盤のおそれのある場所における作業
- ハ 高圧の活線作業及び高圧の電気工作物の取扱作業
- ニ 転落のおそれのある場所における作業
- ホ 地上又は水面上10メートル以上の高所における作業
- ヘ クレーン作業及び玉掛け作業
- ト 水上又は水中における作業
- チ 酸素欠乏のおそれのある場所における作業
- リ 高速回転、高圧又は高温の機器の取扱作業
- ヌ 毒物、劇物又は特に危険性を有する薬品の受入れ及び取扱作業
- ル 完全に薬品が除去できない構造の水道用薬品関係設備の取扱作業
- ヲ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第6号及び第7号に規定する緊急自動車の運転作業
- ワ 交通を遮断することなく交通の頻繁な道路上において行う作業
- カ 特に著しい粉じん、汚水、汚泥、廃液その他人体に有害な物質等が発生し、又は排出される場所における作業
- コ 発電所の建設工事現場における作業
- ク 自然災害又は事故が発生し、又は発生するおそれのある場所における作業
- ケ 木川ダムの堤体又は附属機器の点検及び管理作業

第5条第2項第3号及び第4号並びに第3項第3号及び第4号を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項第1号及び第2号（同号レを除く。）に規定する作業が、管理者が別に定める著しく危険な環境、区域等において行われた場合における危険作業手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額に300円を加算した額とする。

第5条の4中「就業規程」を「山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号。以下「就業規程」という。）」に改める。

第7条第2項中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

| 決 裁                  |                              |     | 従 事 日<br>年 月 日<br>( 曜 日 ) | 従 事 場 所 | 従 事 内 容 | 作 業 区 分 | 加 算 区 分 | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|----------------------|------------------------------|-----|---------------------------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|-----|
| 課 長<br>( 所 長、支 所 長 ) | 課 長 補 佐<br>( 副 所 長、副 支 所 長 ) | 主 査 |                           |         |         |         |         |     |     |     |
|                      |                              |     | ( )                       |         |         | 級       |         |     | 印   |     |
|                      |                              |     | ( )                       |         |         | 級       |         |     | 印   |     |
|                      |                              |     | ( )                       |         |         | 級       |         |     | 印   |     |
|                      |                              |     | ( )                       |         |         | 級       |         |     | 印   |     |
|                      |                              |     | ( )                       |         |         | 級       |         |     | 印   |     |
|                      |                              |     | ( )                       |         |         | 級       |         |     | 印   |     |

(注) 1 危険作業手当の支給対象となる作業は、すべて記入すること。  
 2 作業区分の欄には、作業ごとに、山形県企業局職員の給与の支給に関する規程第5条第2項に規定する級と同項第1号イからハまで及び第2号イからレまでの符号を記入すること。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の表山形県企業局南部発電管理事務所の項中 「長 井 市」 を

「西村山郡西川町」 に改め、同表山形県企業局北部発電管理事務所の項中 「東田川郡三川町」 を

「鶴 岡 市」 に改める。

第23条の表山形県企業局最上地区水道事務所の項中 「新 庄 市」 を 「最上郡金山町」 に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3その他の項第13号事由の欄中「若しくは結核予防法(昭和26年法律第96号)」を削る。  
別記様式第1号(表)中「身分」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定による職員証でこの規程の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による職員証とみなす。

山形県企業管理規程第12号

山形県企業局工業用水道管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局工業用水道管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局工業用水道管理規程(昭和40年1月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規程は、山形県企業局の工業用水道(以下「工業用水道」という。)の安定供給を図るため、工業用水道の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条第2項中「現業業務」を「業務」に、「整備」を「設備等の整備」に、「事務処理」を「これらに付随する事務処理」に改める。

第3条第1項中「事業所の」を「所属の」に、「所員」を「職員」に、「重要性」を「公共的使命」に、「現業業務」を「業務」に改め、同条第2項中「現業業務」を「業務」に、「指揮監督する」を「指揮監督しなければならない」に改め、同条第3項中「事故発生」を「事故の発生」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「給水責任者」を「給水担当者」に改める。

第5条を次のように改める。

(使用者への通知)

第5条 所長は、工業用水の給水を停止し、若しくは開始しようとするとき、又は給水量の制限若しくは制限の解除を行おうとするときは、使用者に通知しなければならない。

第6条中「管理者の承認を受け業務の管理に関し必要な細則」を「業務の管理に関し必要な事項について、企業管理者(以下「管理者」という。)の承認を受け、管理細則」に改める。

第7条第1項中「その状態を」を削り、同条第2項中「については、法令又は条例で定める基準に従い」を「が山形県工業用水道供給規程(昭和46年4月県企業管理規程第2号)で定める基準を満たすよう細心の注意をもつて」に改める。

第8条第1項中「給水責任者」を「給水担当者」に、「得て」を「受けて」に改め、同条第2項中「(庄内地区水道事務所平田支所長にあつては、庄内地区水道事務所長)」を削る。

第9条第1項中「給水責任者」を「給水担当者」に、「次の各号に掲げるところにより処置しなければ」を「次のとおり処理しなければ」に改め、同項第2号中「確め」を「確かめ」に改め、同条第2項中「応急処置」を「応急処理の内容」に、「報告してその指示を受けなければ」を「報告しなければ」に改める。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(点検及び作業の方法等)」を付し、同条中「管理細則の定めるところにより」を「定期的に、設備の」に改める。

第11条の見出しを削り、同条第1項を次のように改める。

所長は、年間作業予定表を作成し、作業を実施する場合は、原則として年間作業予定表によらなければならない。

第11条第2項中「緊急補修を必要と認めるものについては」を「、緊急の補修が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず」に改め、同条第3項を削る。

第13条第1項中「構内」を「事業所の構内」に改め、同条第2項中「対しては、経験及び研究の結果を基礎として」を「対処できるように」、「資材を整備して」を「ために必要な資材を備えて」に改め、同条第3項中「を必要とするときは、適宜な処置を講じ、」を「の必要があると認めるときは、臨機の処置を講じ、設備の」に改める。

第14条各号列記以外の部分を次のように改める。

所長及び職員は、火災の発生を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

第14条第1号中「附近」を「付近」に改め、同条第2号中「置場所」を「置き場所」に改め、同条第3号中「配

置して」を「配置し、」に、「直ちに」を「直ちに」に、「定期的に」を「常に」に改める。

第15条を次のように改める。

(薬品の取扱い)

第15条 所長及び職員は、薬品の搬入、受入れ、貯蔵等の取扱いについては、事故のないよう十分注意しなければならない。

第16条中の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「一般外来者を」を「一般の外来者を事業所の」に、「所長が案内人をつけ危険のないように充分注意した」を「案内人を付け、かつ、安全上の処置を講じた」に改める。

第17条中「次に掲げる図書を整備しなければ」を「次の業務に必要な図書又はその写しを事業所に備えなければ」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「及び許認可書の写し」を「届出書及び許認可書」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「の写し」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 竣工図

第17条第5号を削り、同条第6号中「承認図」を削り、同号を同条第5号とし、同条第7号中「規程及び通じよう」を「法令及び規程」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を削り、第9号を第7号とする。

第18条を次のように改める。

(業務報告)

第18条 所長は次の事項を管理者に報告しなければならない。

- (1) 毎月の業務の概要に関する事項
- (2) 毎月の工業用水の処理に関する事項

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第13号

山形県企業局水道用水管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局水道用水管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局水道用水管理規程(平成8年4月県企業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(水道事業者への通知)

第5条 所長は、水道用水の給水を停止し、若しくは開始しようとするとき、又は給水量の制限若しくは制限の解除を行おうとするときは、水道事業者に通知しなければならない。

第6条中「管理者」を「企業管理者(以下「管理者」という。)」に、「の上」を「を受け」に改める。

第8条第2項中「(庄内地区水道事務所平田支所長にあつては、庄内地区水道事務所長)」を削る。

第9条第2項中「報告し、その指示を受けなければ」を「報告しなければ」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

所長は、年間作業予定表を作成し、作業を実施する場合は、原則として年間作業予定表によらなければならない。

第11条第2項中「緊急」を「緊急」に改める。

第17条中「必要に応じ、次の」を「次の業務に必要な」に改め、同条第6号中「担当業務」を「業務」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。



別記様式第21号中

|                |  |        |
|----------------|--|--------|
| 身 分            |  | 内<br>申 |
| 給 料 表<br>級 号 給 |  |        |
| 職 名<br>( 課 係 ) |  | 決 定    |
| 身 分            |  | 内<br>申 |
| 給 料 表<br>級 号 給 |  |        |
| 職 名<br>( 課 係 ) |  | 決 定    |

を

|                |  |        |
|----------------|--|--------|
| 給 料 表<br>級 号 給 |  | 内<br>申 |
| 職 名<br>( 課 係 ) |  |        |
| 給 料 表<br>級 号 給 |  | 内<br>申 |
| 職 名<br>( 課 係 ) |  |        |

に改める。

別記様式第23号、別記様式第33号及び別記様式第36号中

|        |        |
|--------|--------|
| 身<br>職 | 分<br>名 |
|--------|--------|

|        |
|--------|
| 職<br>名 |
|--------|

を 職 名 に改める。

別記様式第45号中

|        |        |               |
|--------|--------|---------------|
| 身<br>職 | 分<br>名 | ( 嘱 託 業 務 名 ) |
|--------|--------|---------------|

を

|     |               |
|-----|---------------|
| 職 名 | ( 嘱 託 業 務 名 ) |
|-----|---------------|

に改める。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

**公 告**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、白灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年 3月30日

山形県工業技術センター所長 服 部 信 悟

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松栄二丁目 2番 1号 山形県工業技術センター 2階 第一会議室
- (2) 日 時 平成19年 4月18日(水) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
白灯油 (JIS規格) 中型ローリー 96,000リットル  
ドラム 7,200リットル 合計 103,200リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年 4月18日から平成20年 3月31日までの間において指定する納入日に指定する数量を中型ローリー車及び小型ローリー車で納入すること。
- (3) 納入場所 山形市松栄二丁目 2番 1号 山形県工業技術センター内 指定場所
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年 3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者

名簿に登録されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）

- (5) 村山総合支庁管内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録等を受けていることが必要であるときは、これを受けていること。
  - (7) 中型ローリー車による地下タンクへの給油と小型ローリー車でポリタンク及びホームタンクへの給油が可能であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター総務課庶務係 電話番号023(644)3222
  - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県工業技術センター総務課庶務係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年4月10日正午までに山形県工業技術センター総務課庶務係に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油（JIS1種1号）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月30日

山形県高度技術研究開発センター所長 服 部 信 悟

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター 2階 第一研修室
  - (2) 日 時 平成19年4月18日 午前9時30分（郵便による入札は不可とする。）
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
A重油（JIS1種1号）大型ローリー 110,000リットル
  - (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月18日から平成20年3月31日までの間において指定する納入日に指定する数量を大型ローリー車で納入すること。
  - (3) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター内 指定場所
  - (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
  - (5) 村山総合支庁管内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録等を受けていることが必要であるときは、これを受けていること。
  - (7) 大型ローリー車による地下タンクへの給油が可能であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター総務調整課 電話番号023(647)3111
  - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県高度技術研究開発センター総務調整課で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年4月10日正午までに山形県高度技術研究開発センター総務調整課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称簿

| 名称           | 所在地                  | 限    |                | 公衆<br>戸数 | 区分             | 家賃                           |                         |                         |                         |                         |                         |                         |                         | 概要           |
|--------------|----------------------|------|----------------|----------|----------------|------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------|
|              |                      | 住宅形式 | 坪当り<br>月賃<br>円 |          |                | 収入が<br>123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が153,000円<br>以下者<br>円 | 収入が178,000円<br>以下者<br>円 | 収入が203,000円<br>以下者<br>円 | 収入が228,000円<br>以下者<br>円 | 収入が253,000円<br>以下者<br>円 | 収入が278,000円<br>以下者<br>円 | 収入が303,000円<br>以下者<br>円 |              |
| 県営桧町アパート1号   | 山形市桧町4-12-16         | 3DK  | 57.1           | 1        | 一般用            | 18,800                       | 22,900                  | 27,000                  | 31,200                  | 35,000                  | 38,200                  | 41,400                  | 44,600                  | 3月分の家賃に相当する額 |
| 同 宮町アパート2号   | 同 宮町2-8-26           | 同    | 66.5           | 1        | 同              | 22,900                       | 27,800                  | 32,900                  | 38,000                  | 43,900                  | 48,900                  | 45,500                  |                         |              |
| 同 きたまちアパート3号 | 同 桧町3-2-9            | 同    | 66.5           | 1        | 同              | 25,600                       | 31,000                  | 36,700                  | 42,300                  | 48,900                  | 55,100                  |                         |                         |              |
| 同 泉清水アパート5号  | 上山市泉清水1-10-15        | 同    | 67.7           | 1        | 同              | 21,800                       | 26,400                  | 31,200                  | 36,000                  | 41,600                  | 47,800                  |                         |                         |              |
| 同 泉岡アパート2号   | 天童市中里1-2             | 同    | 75.9           | 1        | 同              | 27,700                       | 33,600                  | 39,800                  | 45,900                  | 53,000                  | 60,900                  |                         |                         |              |
| 同 天童家四アパート1号 | 同 家四2-2-27           | 同    | 64.2           | 1        | 同              | 19,700                       | 23,800                  | 28,200                  | 32,600                  | 37,600                  | 43,200                  |                         |                         |              |
| 同 庄沢アパート     | 西村山郡庄沢町大井藤田半藤田原254-3 | 同    | 59.3           | 1        | 同              | 13,600                       | 16,500                  | 19,600                  | 22,600                  | 25,100                  | 30,000                  |                         |                         |              |
| 同 徳岡中町アパート   | 村山市徳岡中町5-1           | 同    | 63.7           | 1        | 特定自治用<br>修繕用施設 | 20,900                       | 25,400                  | 30,100                  | 34,700                  | 40,100                  | 45,000                  |                         |                         |              |
| 同 東横中央アパート3号 | 東横市中央4-3-2           | 同    | 64.2           | 1        | 一般用            | 20,300                       | 24,600                  | 29,100                  | 33,600                  | 38,800                  | 44,600                  |                         |                         |              |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年4月4日から同月10日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成19年4月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成19年6月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                       | 限 格  |                  | 公 衆<br>戸 数 | 区 分            | 家 賃                          |                         |                         |                         |                         |                         | 要 求                      |
|-----------------|---------------------------|------|------------------|------------|----------------|------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
|                 |                           | 住宅形式 | 坪当たり<br>月 賃<br>円 |            |                | 収入が<br>123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が153,000円<br>以下者<br>円 | 収入が183,000円<br>以下者<br>円 | 収入が213,000円<br>以下者<br>円 | 収入が243,000円<br>以下者<br>円 | 収入が273,000円<br>以下者<br>円 |                          |
| 県営小出アパ<br>ート2号  | 長井市台町3-<br>2              | 3DK  | 58.0             | 1          | 一般用            | 14,800                       | 17,800                  | 21,000                  | 24,300                  | 28,000                  | 32,200                  | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |
| 同 成田アパ<br>ート    | 同 成田3102<br>-3            | 同    | 63.9             | 1          | 同              | 16,800                       | 19,800                  | 23,400                  | 27,000                  | 31,200                  | 35,800                  |                          |
| 同 小国アパ<br>ート1号  | 西置賜郡小国町<br>大平兵庫町3-<br>3-3 | 同    | 58.0             | 1          | 同              | 13,000                       | 15,700                  | 18,600                  | 21,500                  | 24,800                  | 28,500                  |                          |
| 同 小国アパ<br>ート2号  | 同 大平兵庫町3-<br>3-3          | 同    | 59.4             | 1          | 同              | 13,900                       | 16,900                  | 20,000                  | 23,100                  | 26,700                  | 30,600                  |                          |
| 同 あらとアパ<br>ート2号 | 同 白鷹町<br>大平荒巻6726<br>-1   | 同    | 77.9             | 1          | 特定目的用<br>住宅用地区 | 25,200                       | 30,600                  | 36,200                  | 41,800                  | 48,200                  | 55,400                  |                          |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年4月9日から同月13日まで(土、日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年4月13日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成19年5月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年3月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                 | 限 格  |                    | 公 衆<br>戸 数 | 区 分          | 家 賃                     |                   |                   |                   |                   |                   | 敷 金                       | 備 考 |
|----------------|---------------------|------|--------------------|------------|--------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|-----|
|                |                     | 住宅形式 | 坪当り<br>月 賃<br>(千円) |            |              | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が13,000円<br>以下者 | 収入が13,000円<br>以下者 | 収入が13,000円<br>以下者 | 収入が13,000円<br>以下者 | 収入が13,000円<br>以下者 |                           |     |
| 県営美原アパ<br>ト3号A | 鶴岡市美原町19<br>-23     | 2DK  | 40.5               | 1          | 一般用          | 12,000                  | 14,500            | 17,200            | 19,900            | 23,000            | 26,400            | 3ヶ月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 単身可 |
| 同 東第アパ<br>ト2号  | 同 朝陽町6<br>-5        | 3DK  | 55.7               | 1          | 同            | 14,500                  | 17,600            | 20,900            | 24,100            | 27,800            | 32,000            |                           |     |
| 同 美原アパ<br>ト3号A | 同 美原本町<br>見越16-1    | 同    | 61.0               | 1          | 同            | 17,200                  | 20,900            | 24,800            | 28,600            | 33,000            | 37,900            |                           |     |
| 同 美原アパ<br>ト2号B | 酒田市富士見町<br>三丁目2-118 | 同    | 69.2               | 1          | 特定自営用<br>借付用 | 23,300                  | 28,200            | 33,400            | 38,600            | 44,500            | 51,100            |                           |     |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年4月5日から同月11日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成19年6月上旬